

厚岸町議会 第4回定例会

令和元年12月11日

午前10時00分開会

●議長（堀議員） ただいまから、令和元年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。

●議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程に先立ち、表彰の伝達を行います。

去る11月13日に開催されました全国町村議会議長会全国大会において、室崎議員、音喜多議員、中川議員が全国町村議会議長会創立70周年記念表彰として、町村議会議員在籍30年以上の永年功労者表彰を受賞されましたので、厚岸町議会会議運用内規93の規定に基づき、表彰の伝達を行います。

室崎議員、音喜多議員は演台前までお進みください。

なお、本日欠席の中川議員は後日改めて、議長室において伝達いたします。

表彰状。

北海道厚岸町、室崎正之殿。

あなたは永年にわたり町村議会議員として、地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされました。よって、今回創立70周年を記念して表彰いたします。

令和元年11月13日、全国町村議会議長会会長、松尾文則。

表彰状。

北海道厚岸町、音喜多政東殿。

あなたは永年にわたり町村議会議員として、地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされました。よって、今回創立70周年を記念して表彰いたします。

令和元年11月13日、全国町村議会議長会会長、松尾文則。

以上で、表彰の伝達を終わります。

●議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、12番、中屋議員、1番、竹田議員を指名いたします。

●議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

6番、佐藤委員長。

●佐藤委員長 議会運営委員会報告を申し上げます。

去る12月9日午前9時54分から、第6回議会運営委員会を開催し、令和元年厚岸町議

会第4回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、定期監査報告、総務産業常任委員会先進地行政視察報告書、厚生文教常任委員会先進地行政視察報告書、総務産業常任委員会所管事務調査報告書がございます。

議会からの提出案件は、会期の決定、平成30年度各会計の認定について、意見書案第2号、林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、2常任委員会及び議会運営委員会から各委員会閉会中の継続調査申出書であります。

いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

次に、町長提出の議案等についてでございます。

諮問第3号及び諮問第4号の人権擁護委員候補者の推薦は本会議で審査することに決定いたしました。

議案第88号から議案第96号は、令和元年度各会計補正予算9件であります。審議方法は、議長を除く11名をもって構成する令和元年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

議案第97号から議案第102号は一般議案6件、議案第103号から議案第115号及び議案第113号は条例の一部改正9件、議案第111号及び議案第112号は条例制定2件で、いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。

一般質問は、7人であります。

本定例会の会期は、12月11日から13日までの3日間に決定をいたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

以上でございます。

●議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から13日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（堀議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおり

でありますので、ご了承願います。

次に、令和元年9月11日開会の第3回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

また、今般、釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料は別途、議員控室に備えておりますので、ご了承いただき、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（堀議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第6、定期監査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり定期監査報告がされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、定期監査報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第7、認定第1号 平成30年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成30年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成30年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成30年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成30年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成30年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成30年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成30年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第9号 平成30年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

本9件の審査については、平成30年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

1番、竹田議員。

●委員長（竹田委員長） 平成30年度各会計決算審査特別委員会を報告いたします。

令和元年9月11日第3回定例会において、平成30年度各会計決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 平成30年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、ほか8件の審査については、去る10月21日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（堀議員） はじめに、認定第1号 平成30年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成30年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成30年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成30年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成30年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成30年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成30年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成30年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成30年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成30年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成30年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成30年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成30年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成30年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成30年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成30年度厚岸町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成30年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 平成30年度厚岸町病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（堀議員） 日程第8、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

ただいま上程いただきました諮問第3号及び諮問第4号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由をご説明いたします。

現在、厚岸町では人権擁護委員法第6条第1項の規定により、法務大臣から4名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち横井久美委員と中田由美子委員が令和2年3月31日をもって任期を満了することになります。

つきましては、中田氏について、同法同条第3項の規定により、厚岸町議会議員の選挙権を有する住民で、人格執権高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある同氏を当該委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、横井委員については、本人から再任に対する辞意が示されております。

このため、後任について、同法同条第3項の規定により、厚岸町議会議員の選挙権を有する住民で、人格執権高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるナカイカツユキ氏を新たに当該委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

始めに、議案書1ページ、諮問第3号をごらんください。

住所、厚岸郡厚岸町山の手2丁目90番地。

氏名、中田由美子。

生年月日、昭和23年1月21日。

性別、女。

職業、無職であります。

中田氏の学歴、職歴と公職歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

次に、議案書3ページ、諮問第4号をごらんください。

住所、厚岸郡厚岸町住の江1丁目127番地。

氏名、中井勝之。

生年月日、昭和31年8月9日。

性別、男。

職業、無職であります。

中井氏の学歴、職歴と公職歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は同法第9条の規定により、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であります。以上、簡単な説明でありますが、ご承認くださるようお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、諮問第3号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり、適任とすることに決しました。

- 議長（堀議員） 次に、諮問第4号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり、適任とすることに決しました。

- 議長（堀議員） 日程第9、議案第88号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算、議案第89号 令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第90号 令和元年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第91号 令和元年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第92号 令和元年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第93号 令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第94号 令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第95号 令和元年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第96号 令和元年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第88号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算から議案第94号 令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第88号、議案書1ページであります。

令和元年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）。

令和元年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億8,253万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ122億6,400万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから5ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入で11款15項、歳出では11款28項にわたって、それぞれ3億8,253万7,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

13ページをお開き願います。

歳入であります。

11款地方特例交付金、2項1目1節子ども・子育て支援臨時交付金1,342万1,000円、新規計上。令和元年10月から子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による幼児教育・保育の無償化に伴う地方の負担分に対する交付金の計上であります。

12款1項1目1節地方交付税1億2,746万円の増。普通交付税、補正財源調整のための計上であります。

14款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金21万

3,000円の減。入所措置者数の階層変更などによる減であります。

15款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、2節児童福祉使用料1,687万3,000円の減。幼児教育・保育の無償化に伴う各保育所使用料の減であります。

4目農林水産業使用料、1節農業使用料376万3,000円の増。牧場使用料326万3,000円の増は、夏期預託頭数の増に伴う増額であります。農業水道使用料50万円の増は決算見込みによる増であります。

2節林業使用料2,000円の減。説明欄記載のとおり、決算見込みによる減であります。

5目1節商工使用料3万9,000円の増。6目土木使用料、3節住宅使用料27万8,000円の増。7目教育使用料、4節保健体育使用料1万7,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、決算見込みによる増減であります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、次ページ、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金507万2,000円の増。厚生医療者数の増によるものであります。2節児童福祉費負担金1,294万8,000円の増。子どものための教育・保育給付費負担金の増は、幼稚園園児数の増に伴う施設給付費の増によるものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金44万9,000円の増。介護保険事業費補助金は、総合行政情報システムの改修に伴う補助金の増であります。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金105万2,000円の減。事務費補助金交付額確定に伴う減であります。2節児童福祉費補助金171万7,000円の増。子ども・子育て支援交付金64万2,000円の増は、基準額改定及び児童館での障害児受入にかかる対象基準の増、子育てのための施設等利用給付交付金107万5,000円、新規計上は、幼稚園等施設利用給付に対する交付金で、詳細は歳出でご説明いたします。3節防衛施設周辺整備事業補助金330万円の増。特別養護老人ホーム心和園整備事業に対する交付金再配分による交付金の増、増額計上であります。内容につきましては、歳出でご説明いたします。

4目農林水産業費国庫補助金、4節防衛施設周辺整備事業補助金1,370万円の増。町営牧場管理用機械整備事業に対する交付金再配分による交付金の増額計上であります。

なお、本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、去る10月31日、当該交付金の交付額が決定されました。この交付決定を受け、充当する各事業を精査し、交付金の最終配分調整を行うところでありますが、現時点において事業費が確定していない事業もありますので、最終配分調整は3月補正予算で調整いたします。

6目土木費国庫補助金、5節住宅費補助金523万5,000円の減。社会資本整備総合交付金を充当する町営住宅建設について、事業費の確定に伴う交付金の減であります。6節防衛施設周辺整備事業補助金1,892万3,000円の減。それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費の確定に伴う補助金及び交付金の減であります。

17款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金157万4,000円の増。障害者自立支援給付費負担金253万6,000円の増は、厚生医療者数の増のほか、説明欄記載のとおり、決算見込みによる減であります。2節児童福祉費負担金942万2,000円の増。子どものための教育・保育給付費負担金、幼稚園園児数の増に伴う施設給付費の増によるものであります。

2項道補助金、1目総務費道補助金、2節総務管理費交付金1,000円の増。交付額確定による増であります。

2 目民生費道補助金、1 節社会福祉費補助金82万4,000円の増。成年後見推進に対する補助金の計上であります。

2 目児童福祉費補助金361万9,000円の増。子ども・子育て支援交付金64万2,000円の増は、基準額改定及び児童館での障害児受入にかかる対象基準の増。子ども・子育て支援事業費補助金2,440万円の増は、幼児教育・保育の無償化に係るシステム改修及び事務費に対する補助金の計上。子育てのための施設等利用給付交付金53万7,000円、新規計上は、幼稚園等施設利用給付に対する交付金で、詳細は歳出でご説明いたします。

4 目農林水産業費道補助金2,319万6,000円の増。1 節農業費補助金49万円減。事業費の確定に伴う交付金の減であります。

2 節農業費交付金71万4,000円の減。農業委員会交付金100万8,000円の増は、当委員会が実施する事業のうち、農地利用最適化事業について新たに交付金対象となったことによる交付金の増のほか、交付額決定による減であります。

5 節水産業費補助金2,440万円の増。地域づくり総合交付金の交付見込額の計上で、厚岸漁業協同組合が事業主体となり実施する事業で、内容については歳出でご説明いたします。

3 項委託金80万7,000円の増。次ページ、1 目総務費委託金、4 節選挙費委託金87万5,000円の増。5 節統計調査費委託金6万4,000円の減。3 目衛生費委託金、2 節環境制作費委託金3,000円の増。4 目農林水産業費委託金、3 節水産業費委託金7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、交付額確定による増減であります。

18款財産収入、1 項財産運用収入、3 目著作権等運用収入、1 節著作権運用収入4,000円、新規計上。北海道電子自治体共同システムに係るソフトウェアを道外自治体に提供することに伴い発生する著作権利用料の計上であります。

2 項財産売払収入、2 目1 節生産物売払収入452万7,000円の増。しいたけ菌床売払代は申し込み数量の増により271万2,000円の増。カキ種苗売払代は申込数量の減により52万9,000円の減。餌料藻類売払代は販売数量の増により233万4,000円の増であります。

19款1 項寄附金、1 目1 節一般寄附金10万円の増。栃木県下野市、宗石亨様からの寄附金であります。

3 目民生費寄附金、1 節社会福祉費寄附金3万円、新規計上。匿名希望として1名の方からの寄附金であります。

8 目1 節消防費寄附金2万円、新規計上。厚岸町女性団体連絡協議会様からの寄附金であります。

21款1 項1 目繰越金、1 節前年度繰越金1億5,506万5,000円の増。平成30年度決算における繰越金全額の計上であります。

22款諸収入、6 項3 目3 節雑入5,768万2,000円の増。次ページにわたり、主に厚岸情報ネットワーク難視聴対策事業補償金4,581万5,000円は、難視聴対策に伴う補償金の計上で、内容については歳出でご説明いたします。いきいきふるさと推進事業助成金、養殖事業100万円は、北海道市町村振興協会からの助成金の交付決定による計上であります。過年度退職手当組合負担金精算還付金1,000万3,000円は、退職手当組合負担金について平成28年度から平成30年度の事前納付金の合計額が追加負担金合計額を上回ったための還付金の計上であります。その他、それぞれ説明欄記載の事業について、収入見込みに

による補正計上であります。

23款 1 項町債、2 目民生債、2 節児童福祉債290万円の減。3 目衛生債、1 節保健衛生債10万円の減。2 節環境政策債30万円の減。5 目 1 節商工債10万円の減。それぞれ説明欄記載の事業について、事業費執行見込みによる充当債の減であります。

6 目土木債、2 節道路橋梁債190万円の増。町道歩道改修事業債については、事業費増に伴う充当債の増のほか、説明欄記載の事業について、事業費執行見込みによる充当債の減であります。

7 目 1 節消防債400万円の減は、鉏路東部消防組合厚岸消防署が事業主体となり実施する事業について、緊急防災減災事業債の対象事業となったことによる過疎債からの振りかえ減であります。

8 目教育債、1 節教育総務債350万円の減。事業費執行見込みによる充当債の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

21ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目議会費282万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費77万3,000円の増。次ページわたり、主に庁舎町民広場修繕料32万5,000円の増は、役場庁舎 1 階議会室ボイラー及び消防設備などの修繕費として、施設用備品購入費34万8,000円の増は、根室氏在住の北村様が来庁され、厚岸音頭の作曲家で根室氏出身の故飯田三郎氏直筆の楽譜と歌詞が町に寄贈されたことから、これを展示するための展示用ガラスケースの購入費であります。なお、展示品ガラスケースは、役場庁舎の 1 階ロビーに展示予定であります。その他は、それぞれ説明欄記載の事業について執行見込みの増減であります。

2 目簡易郵便局費 5 万2,000円の減。主に健康保険料ほかの減であります。

3 目職員厚生費168万3,000円の増。次ページにわたり、主に職員福利厚生健康管理消耗品100万6,000円の増は、作業服のリニューアルの実績に伴う増額及び令和 2 年度新規採用職員の対応分の購入費、長時間労働者面接指導委託料41万5,000円の新規計上は、労働安全衛生法に伴う、長時間にわたる労働者に対し、医師による面接指導を実施することが義務づけられたことによる委託料の計上のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目情報化推進費4,069万1,000円の増。主に、総合行政情報システム運営285万1,000円の減は、主に健康管理システムなどの確定に伴う保守料及び借り上げ料の減。個人番号カード等交付事務25万円の増は、マイナンバーカードの交付率向上を目的に、町内業者を町内訪問し、申請するための端末機の購入。厚岸情報ネットワーク整備事業193万2,000円の増は、I P 告知情報端末の新規設置数の増。次ページ、総合行政情報システム整備事業の介護保険事業78万4,000円の増。子ども・子育て支援事業158万円の増は、それぞれ制度改正等に伴う各システムの改修経費の計上。厚岸情報ネットワーク内視聴対策事業4,581万5,000円、新規計上は、厚岸漁港衛生管理型荷捌き所の建設に伴い、電波が遮蔽され、新たに難視地域が発生することからの内視聴対策に伴う委託料の計上でありま

す。

5 目交通安全防犯費17万6,000円の減。事業費確定に伴う事業費の減であります。

6 目行政管理費 3 万3,000円の増。次ページ、8 目財政管理費、補正額ゼロ。9 目会計管理費 2 万8,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

10 目企画費1,639万3,000円の減。次ページにわたり、主に総合計画策定委託料181万5,000円の増は、総合計画書策定業務支援委託料に印刷製本費を含めるほか、ページ数増に伴う補正計上。ふるさと交流一般36万4,000円の増は、東京厚岸会が第50回を迎えることから、主に記念品及び参加職員の旅費の計上。地域おこし協力隊1,691万1,000円の減は、主に地域おこし協力隊員について、今年度の隊員募集の見込みによる隊員報酬活動費等の減額補正。地域おこし協力隊住宅整備事業91万6,000円の減は、施設用備品購入の確定による減で、その他、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

11 目財産管理費3,000円の増減、説明欄記載のとおり執行見込みによる減であります。

12 目車両管理費71万2,000円の減。次ページにわたり、公用車管理15万2,000円の増は主に公用車の燃料費の増。公用車整備事業86万4,000円の減は、事業費確定に伴う事業費の減であります。

2 項徴税費、1 目賦課納税費24万3,000円の増。主に町民税課税35万3,000円の増は、臨時職員賃金の増で、その他、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みの増減であります。

3 項 1 目戸籍住民登録費 2 万1,000円の減。次ページにわたり、主に事務機器システム改修委託料の契約金額確定に伴う減であります。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費4,000円の増。説明欄記載のとおり執行見込みの増であります。

6 目参議院議員選挙費88万1,000円の増。参議院議員選挙費の事業費確定に伴う増であります。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費 8 万円の減。次ページにわたり、それぞれの統計調査事務委託金にあわせ、事業費の増減補正であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費495万1,000円の増。次ページにわたり、主に国民健康保険特別会計195万7,000円は、繰出金の増。保健福祉総合センター健康広場131万6,000円の増は、主に保健福祉総合センターエレベータ部品交換などの施設修繕料の増。社会福祉一般167万4,000円の増は、主に社会福祉協議会事務局長の共済費及び福祉協会負担金不足分に伴う社会福祉協議会への補助金の増。その他はそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

2 目心身障害者福祉費1,019万3,000円の増。主に厚生医療給付費1,014万3,000円の増は、生活保護受給者給付費分の増であります。

4 目老人福祉費524万1,000円の増。次ページにわたり、主に介護保険特別会計84万5,000円の減は、繰出金の減。老人保護措置費199万1,000円の増は、新規入所者に伴う増。特別養護老人ホーム心和園備品整備事業380万1,000円の増は、電動介護ベッド 6 台の購入費の増で、この増額にあつては歳入予算でもご説明いたしましたが、本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付決定を受け、当該交付金の対象事業を精査の上、当該事

業への追加配分による増額補正であります。その他はそれぞれ説明欄記載の事業について、執行見込みの増減及び財源内訳補正であります。

5 目後期高齢者医療費494万7,000円の減。次ページにわたり、後期高齢者医療特別会計192万1,000円の減は、繰出金の減。後期高齢者医療一般302万6,000円の減は、北海道後期高齢者医療広域連合負担金、前年度の療養給付費負担金の精算による減額であります。

7 目自治振興費775万円の増。自治振興一般51万1,000円の増は、臨時職員採用による賃金ほかの増。地域公共交通対策69万1,000円の増は、主にデマンドバス運行時間数見込み増に伴う委託料の増。地方バス路線維持対策654万8,000円の増は、運行する釧路バスからの決算に基づき、バス運行に伴う不足分への補助金申請があり、当初予算との差額を補正計上するものであります。内訳では、生活交通路線国庫補助金対象である霧多布線系統1分が646万6,000円の増、同じく町単独路線の霧多布系統2分が関係する浜中町と不足分を折半し、8万2,000円の増で、計654万8,000円の増であります。

8 目社会福施設費21万4,000円の増。主に各集会所修繕料のほか、消費税率改訂に伴う宮園・鉄北地区集会所及び生活改善センター指定管理委託料の増であります。次ページ、9 目プレミアム付き商品券発行事業費105万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費2,870万7,000円の増。次ページにわたり、児童福祉一般3,073万5,000円の増は、主に施設型給付費負担金2,820万3,000円の増で、幼児教育・保育の無償化による保育料控除分の増額のほか、入所児童の増加に伴う給付額の増。施設等利用料助成215万2,000円、新規計上は、幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園の預かり保育に対する利用料助成の計上であります。子育て支援対策199万8,000円の減。保育料助成371万6,000円の減は、幼児教育・保育の無償化に伴う減額で、幼稚園等給食費助成171万8,000円、新規計上は、幼児教育・保育の無償化に伴い、町内の保育所での給食費を無償としたことにより、保護者負担の公平を図るため、幼稚園等の入所者について、給食費相当分を助成するものであります。その他はそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目児童福祉施設費735万4,000円の減。次ページにわたり、仮称・湖北地区保育所建設事業237万5,000円の減は、説明欄記載の事業費の確定に伴う減。厚岸保育所120万9,000円の増は、主に入所児童数の増に伴う賄い材料費及び保育所玄関前のスロープ改修費の計上であります。その他はそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5 目児童館運営費159万1,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費20万7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目健康推進費、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

3 目墓地火葬場費3万2,000円の減。次ページにわたり、主に斎場5万1,000円の増は、主に施設燃料費の増。斎場整備事業8万2,000円の減は、事業費確定に伴う事業費の減で、その他はそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目水道費476万5,000円の減。水道事業会計12万円の増は、繰出基準に基づく繰出金として、簡易水道事業特別会計488万5,000円は繰出金の減であります。

5 目病院費7,000万円の増。病院事業会計への負担金及び補助金の計上であります。現時点における医業収入を見込んでの収支不足補填分を含め、補正後総額4億5,707万9,000円とするものであります。

2 項環境政策費、1 目環境対策費5万1,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

2 目水鳥観察館運営費9万2,000円の減。3 目廃棄物対策費32万8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目ごみ処理費289万5,000円の増。次ページにわたり、主にごみ処理上管理292万5,000円の増は、主に電気料及び施設修繕料の増であります。収集ごみ積みかえ保管施設建設事業14万9,000円の増は、主に地質調査委託料と実施設計をあわせて振替計上したほか、事業費確定に伴う事業費の増減であります。汚水処理施設機器整備事業18万7,000円の減は、事業費確定に伴う事業費の減であります。その他はそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5 目し尿処理費42万5,000円の増。次ページにわたり、汚水処理施設管理、主に施設電気料の増のほか、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費2万3,000円の増。それぞれ説明欄記載の事業について、執行見込みによる増減であります。

2 目農業振興費433万4,000円の増。次ページにわたり、主に新規就農者誘致事業、新規就農者誘致奨励費467万2,000円増は、厚岸町新規就農者誘致条例に基づく農業機械リース料に対する補助金の計上。新規就農準備金200万円増は、厚岸町新規就農者誘致条例に基づく新規就農準備金として1経営体当たり200万円とし、1件分を計上するものであります。その他はそれぞれ説明欄記載の事業について、執行見込みによる減であります。

3 目畜産業費1,540万8,000円の増。主に町営牧場管理用機械整備事業1,528万8,000円の増は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額決定を受けて、町営牧場で使用するオートバイ3台、ジャイロテッターほか管理用機械3台の購入事業費の計上であります。その他はそれぞれ説明欄記載の事業について、執行見込みによる増であります。

6 目牧野管理費675万9,000円の増。次ページにわたり、主に消耗品324万8,000円の増は、当期における預託頭数の増加見込みによる配合飼料購入費の増。修繕料173万3,000円の増は管理用機械の修繕料の増。産業廃棄物処理委託料146万7,000円の増は、牧草ロールについて品質保持のため、ラッピング方式による保管への転換を進めており、これに伴う廃プラスチックの排出量増加に伴う計上で、その他は説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

7 目農業施設費32万3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ、8 目農業水道費112万6,000円の減。次ページにわたり、主に農業水道施設73万6,000円の増は、主に施設電気料及び各施設の修繕料の増で、その他はそれぞれ説明欄記載の執行見込み及び事業費確定に伴う増減であります。

9 目堆肥センター費165万4,000円の増。主に攪拌機の修繕料及び施設電気料の増であ

ります。

2 項林業費、1 目林業総務費 5 万 4,000 円の増。3 目造林事業費 5 万 6,000 円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

4 目林業施設費 7 万 1,000 円の増。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5 目特用林産振興費 166 万 2,000 円の減。主に菌床申し込み数量の増に伴う製造材料購入費の増のほか、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 項水産業費、1 目水産業総務費 124 万 2,000 円の減。次ページにわたり、厚岸港祭り協賛会、町民花火大会船借上料 75 万 5,000 円の減は、船の借上料分を厚岸漁業協同組合と折半したことなどによる減額で、厚岸食体験交流事業かきでござーる 48 万 6,000 円の減は、事業完了に伴う減であります。2 目水産振興費 2,409 万 3,000 円の増。次ページにわたり、あさり挟み漁場回復事業 32 万 7,000 円の減は、事業費確定による減。カラガキ選別機・洗浄機導入事業 730 万円は、カラガキ選別機 2 台、洗浄機 4 台の購入。船舶給水設備整備事業 700 万円は、市場荷捌き施設の移転に伴う船舶給水設備の整備。オニコンブ加熱器等導入事業 440 万円はオニコンブ加熱器 19 台の購入。昆布乾燥庫内電動釣り上げ機導入事業 280 万円は、昆布乾燥庫内電動釣り上げ機 12 台の購入。真空包装機等導入事業 290 万円は真空包装機 1 台、金属探知機 1 台の購入で、それぞれ作業効率の向上と品質を一定水準に保つため整備するもので、この 5 事業は全て厚岸漁業協同組合が事業主体となり、地域づくり総合交付金の補助を受け、新規計上するものであります。

3 目漁港管理費 30 万 9,000 円の増。主に漁港区域内電気料の増のほか、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5 目養殖事業費 12 万 5,000 円の増。次ページにわたり、カキ種苗センター 112 万 3,000 円の減は、主に臨時職員賃金の減のほか、執行見込みによる増減。カキ種苗生産 5 万 6,000 円の増は、主に餌料藻類売払料の増に伴う増。水産増養殖調査研究 119 万 2,000 円の増は、主に地域づくり総合交付金及びいきいきふるさと推進事業助成金の補助採択を受け、試験研究用消耗品や分析委託料等の関係経費の計上であります。

6 目水産施設費 180 万 7,000 円の減。主に漁村環境改善総合センター整備事業 180 万 4,000 円の減は、事業費確定に伴う事業費の減。その他それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ、6 款 1 項商工費、1 目商工総務費 2 万 9,000 円の減。主に職業訓練センター指定管理取消に伴う委託料の減であります。

3 目食文化振興費 183 万 6,000 円の増。次ページにわたり、味覚ターミナル道の駅 235 万 3,000 円の増は、主に修繕料 204 万 9,000 円の増は、コンキリエの炙屋の設備及び水族館設備の修繕料の増。指定管理委託料 30 万円の増は、消費税率改訂に伴う増で、その他はそれぞれ説明欄記載の事業について、執行見込みによる増減であります。

4 目観光振興費 24 万 9,000 円の減。主に観光案内所運営委託料 1 万 3,000 円の増は、消費税率改訂に伴う増で、その他は説明欄見込みによる減であります。

5 目観光施設費 21 万 9,000 円の増。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

7 款土木費、1 項土木管理費、2 目土木車両管理費 63 万 3,000 円の増。主に土木車両の

消耗品及び修繕料の増であります。この消耗品については、補正後額400万7,000円となり、このうち平成30年度の未払い分として27万8,812円、修繕料については、補正後額379万7,000円となり、このうち平成30年度の未払い分として23万2,426円をそれぞれ執行したものであります。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費833万8,000円の増。次ページにわたり、道路橋梁管理177万4,000円の増は、主に町道ほか補修にかかる原材料の増。道路照明管理465万4,000円の増は、外灯照明の電気料及び修繕料の増で、この修繕料については、補正後額300万5,000円となり、このうち平成30年度の未払い分として43万2,274円を執行したものであります。町道歩道改修事業261万6,000円の増は、事業費の調整に伴う増とするもので、その他はそれぞれ説明欄記載の事業について、執行見込みによる増減であります。

2 目道路新設改良費375万4,000円の増。次ページにわたり、床潭末広間道路整備事業は、事業予算内における組みかえ補正。太田門静間道路整備事業30国債分及び31国債分、太田2号道路防雪策整備事業は、各事業内の予算の組みかえ補正であります。事業費需用費支弁人件費は、執行見込みによる増減であります。

3 目除雪対策費1億9,424万5,000円の増。次ページにわたり、除雪対策補正後額を2億4,758万5,000円とし、おおむね14回分の除雪出動に要する予算計上となります。

3 目河川費、1 目河川総務費77万7,000円の増。次ページにわたり、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業の3事業につきましては、それぞれ事業内予算の組みかえ補正で、事業費支弁人件費は執行見込みによる増であります。

4 項都市計画費、3 目下水道費300万3,000円の増。下水道事業特別会計繰出金の増であります。

5 項公園費、1 目公園管理費46万7,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込み及び事業費確定に伴う事業費の増減であります。

6 項住宅費、1 目建築総務費200万円の減。説明欄記載とおり、執行見込みによる減であります。

2 目住宅建設費1,801万9,000円の減。主に町営住宅341万2,000円の増は、主に特殊建築物調査結果による非常灯の修繕料のほか、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。町営住宅宮園団地整備事業2,060万3,000円の減は、当初宮園団地M1棟からM6棟の顕熱交換機の取りかえでありましたが、機器の部品の供給不足からM1棟及びM2棟分への変更による減額であります。その他はそれぞれ説明欄記載の事業について、執行見込みによる増減であります。

3 目住宅建設費1,044万4,000円の減。説明欄記載のとおり、事業費確定に伴う事業費の増減であります。

8 款1 項消防費、1 目常備消防費519万5,000円の減。次ページにわたり、釧路東部消防組合138万6,000円の減は、主に職員人件費の減によるもので、その他は説明欄記載の事業について、事業費確定に伴う増減であります。

2 目災害対策費13万2,000円の増。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込み、事業費決定に伴う事業費の増減及び財源内訳補正であります。

3 目消防施設費3万2,000円の増。説明欄記載のとおり、事業費の増であります。

9 款教育費、1 項教育総務費、次ページ、3 目教育振興費2万3,000円の減。それぞれ

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目教員住宅費288万5,000円の減。主に教員住宅修繕料71万5,000円の増は、屋内配管漏水修理など修繕料で、その他はそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込み、事業費確定に伴う増減及び財源内訳補正であります。

6 目スクールバス管理費156万5,000円の増。主にスクールバスの車両消耗品及び修繕料の増であります。

2 項小学校費、次ページ、1 目学校運営費341万4,000円の増。主に各小学校の施設電気料の増のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目学校管理費169万7,000円の増。次ページにわたり、主に学校管理、学校の修繕料の増のほか、備品購入費4万2,000円の増は、厚岸小学校の図書室で使用するスチールブックトラックの購入、学校備品教材等整備図書教材購入13万3,000円の増は、主に教材用ワイヤレスマイクの購入で、その他はそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目教育振興費39万8,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3 項中学校費、1 目学校運営費457万3,000円の増。次ページにわたり、主に厚岸中学校及び太田中学校の光熱費の増は、施設電気使用料の増によるほか、その他はそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目学校管理費170万8,000円の増。学校管理修繕料147万1,000円の増は、太田中学校非常放送設備修理ほかの計上。事務用備品購入28万6,000円の増は、厚岸中学校の電話機の故障に伴う更新で、その他はそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目教育振興費87万9,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費30万円の増。航空運賃等の増に伴う姉妹都市中学生等国際交流事業実行委員会に対する補助金の増額計上であります。

2 目生涯学習推進費2万5,000円の増。3 目公民館運営費2万円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

4 目文化財保護費7万円の増。次ページにわたり、主に海事記念館で所蔵展示していたアイヌ民族の丸木船が来年度白老町にオープンする国立アイヌ民族博物館に貸し出すに当たり、文化庁で行ったクリーニング作業や丸木舟の解説などを映像仕様として記録するために要した委託料の計上であります。

5 目博物館運営費6万7,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

6 目情報館運営費44万4,000円の増。次ページにわたり、厚岸情報館18万2,000円の増は、非常勤職員賃金及び玄関ホール等の修繕料の増。厚岸情報館分館26万2,000円の増は、主に書庫の修繕料の増のほか、それぞれ執行見込みによる増減であります。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費2万6,000円の減。執行見込みによる増減であります。

2 目社会体育費151万8,000円の増。次ページにわたり、主に社会体育一般施設用備品

購入76万8,000円の増は、本町出身の初のプロ野球選手である佐藤龍世選手を町内外へ広くPRするとして、ユニホームなどを展示するショーケースの購入費であります。なお、展示品については、佐藤家より寄贈を受け、役場庁舎の1階ロビーに展示する予定であります。スポーツ振興74万3,000円の増は、スポーツ振興助成金の見込みによる増で、その他はそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

4目学校給食費4万9,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

11款1項公債費、1目元金11万2,000円の増。平成20年度に発行した臨時財政対策債について、10年目の金利見直しが行われ、借り入れ時の金利1.4%が0.01%となり、残り10年間の元利金等払いの償還年次表の再計算が行われ、今年度の元金償還の増分11万2,000円をあわせて補正計上するものであります。この金利見直しにより、今年度の金利支払額が約934万8,000円軽減となるものであります。

2目利子438万3,000の減。元金でご説明いたしました金利見直し分を含め、平成30年度長期債の借り入れ実行による利子確定に伴う減であります。

12款1項1目給与費1,824万3,000円の増。次ページにわたり、今年度における人事院勧告をもとに給与改定等を踏まえた補正計上のほか、執行見込みを踏まえての調整増減であります。

なお、121ページから124ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条継続費の補正であります。

継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

6ページをお開きください。

第2表継続費補正変更であります。

仮称・湖北地区保育所建設事業について、事業費総額を11億2,499万8,000円に。年割額の令和元年度9億5,751万7,000円に変更するものでございます。次ページに、継続費に関する調書補正を掲載しておりますので、あわせてご参照願います。

1ページをお開きください。

第3条債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加は「第3表 債務負担行為補正」による。

8ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正追加であります。事項欄記載の4件について、起債の期間に各限度額をもって債務を負担するものでございます。この漁業近代化資金利子補給に関する債務負担につきましては、サンマ漁業の不漁に伴い、一時的に漁業近代化資金の償還が困難となっている漁業者を対象に、北海道が条件緩和策として1年以内の償還猶予措置を打ち出したことにより、会計年度が経過した当初の債務負担行為の額の変更が生じたことから、限度額を超える分について新たに債務負担行為の設定をするものであります。下段に調書がありますので、ご参照願います。

再び1ページへお戻り願います。

第4条地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

9ページをお開きください。

第4表地方債補正変更であります。

公営住宅建設事業520万円の減。一般廃棄物処理事業30万円の減。緊急防災減災事業230万円の減。公共施設等適正管理推進事業470万円の減。辺地対策事業20万円の減。過疎対策事業150万円の減。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

10ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段合計欄、平成30年度末現在高95億147万2,000円。令和元年度中起債見込額32億330万円。令和元年度中元金償還見込額9億8,361万円。補正後の令和元年度末現在高見込額は117億2,116万2,000円となるものであります。

以上で、議案第88号の説明を終わります。

次に、議案第89号であります。

議案書1ページであります。

令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）。

令和元年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ300万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,745万7,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページ、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では3款3項、歳出では3款4項にわたって、それぞれ300万2,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目1節国民健康保健制度関係業務事業費補助金4万5,000円、新規計上。歳出計上のシステム改修に対する補助金の計上であります。

4款道支出金、1項道補助金、1目1節保健給付費等交付金100万円の増。交付見込みによる増であります。

6款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金195万7,000円の増。補正財源として増額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費162万9,000円の増。職員人件費158万4,000円の増。12ページから15ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。国民健康保険一般4万5,000円の増は、制度改正に伴う国民健康保険管理システ

ム改修委託料の増であります。

5 項 1 目特別対策事業費36万3,000円の増。主に非常勤職員に係る通勤手当の増であります。

次ページ、3 款 1 項 1 目国民健康保険事業費納付金補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

6 款保険事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 1 万円の増。特定健診に伴う電話料の増であります。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目一般被保険者保険税還付金100万円の増。国民健康保険税還付金の増であります。

以上で、議案第89号の説明を終わります。

続きまして、議案第90号でございます。

議案書 1 ページであります。

令和元年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1 回目）。

元号を改める政令、平成31年政令第143号の施行に伴い、平成31年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算の名称、令和元年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算とし、予算書における元号による年度表示については、平成31年度を令和元年度に読みかえるものとする。

令和元年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ397万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億248万3,000円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 3 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正であります。歳入では 5 款 5 項、歳出では 3 款 3 項にわたって、それぞれ397万円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

8 ページをお開き願います。

歳入であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、1 節計量使用料180万円の増。太田地区計量使用料の見込み額の増による計上であります。

3 節過年度収入 2 万円の増。収入に伴う増額補正であります。

4 節道支出金、1 項道補助金、1 目水道費道補助金、1 節水道事業費補助金59万円の減。地域づくり総合交付金の交付見込額の減による計上であります。

5 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金488万5,000円の減。補正財源調整に伴う減であります。

7 款諸収入、1 項 1 目 1 節雑入 8 万5,000円、新規計上。消費税及び地方消費税還付金の増であります。

8 款 1 項町債、1 目水道債、1 節水道事業債40万円の減。糸魚沢地区配水管整備事業債事業費確定に伴う充当事業債の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費47万2,000円の増。職員人件費44万3,000円の増。16ページから18ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。水道料金収納2万9000円の増は、納入通知書印刷費の増であります。

2 款水道費、1 項1 目水道事業費434万5,000円の減。15ページまでわたり、主に簡易水道施設295万8,000円の増。各水道施設の電気料及び施設修理費の計上で、その他それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。研磨及び新設メーター整備事業ほか、8 事業につきましては、それぞれ事業費の確定による減であります。

4 款1 項公債費、2 目利子9 万7,000円の減。平成30年度長期債借入実行に伴う利子確定による減であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第2 条地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2 表 地方債の補正」による。

4 ページをお開きください。

第2 表地方債補正変更であります。簡易水道事業40万円の減。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

5 ページ、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄の平成30年度末現在高9,328万7,000円。令和元年度中起債見込額750万円。令和元年度中元金償還見込額127万1,000円。補正後の令和元年度末現在高見込額は9,951万6,000円となるものであります。

以上で、議案第90号の説明を終わります。

続きまして、議案第91号であります。

議案書1 ページであります。

令和元年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1 回目）。

元号を改める政令、平成31年政令第143号の施行に伴い、平成31年度厚岸町下水道事業特別会計予算の名称、令和元年度厚岸町下水道事業特別会計予算とし、予算書における元号による年度表示については、平成31年度を令和元年度に読みかえるものとする。

令和元年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条第1 項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,000万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5 億6,112万4,000円とする。

第2 項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから3 ページ、第1 表歳入歳出予算補正であります。歳入では6 款6 項、歳出では2 款3 項にわたって、それぞれ8,000万3,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

8 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目1 節下水道費負担金10万円の増。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目 1 節下水道使用料389万9,000円の増。それぞれ収入見込みによる増であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道費国庫補助金、1 節下水道事業費補助金4,030万円の減。社会資本整備総合交付金について配分額の確定による減であります。

5 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金300万3,000円の増。補正財源調整に伴う増額補正であります。

6 款諸収入、2 項 1 目 1 節雑入20万5,000円の減。消費税及び地方消費税還付金の減であります。

7 款 1 項町債、1 目下水道債、1 節下水道事業債4,650万円の減。公共下水道事業費の減に伴う充当事業債の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費424万4,000円の減。主に職員人件費451万9,000円の減。18ページから20ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。下水道一般28万6,000円の増。主に納入通知書印刷費の増で、その他それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目管渠管理費93万8,000円の増。次ページにわたり、主に各ポンプ場修繕料の増及び各施設の維持管理用資材購入のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目処理場管理費288万2,000円の増。主に消耗品68万1,000円の増は、終末処理場の薬品代として。光熱水費150万7,000円の増は、施設電気料の増。備品購入費 5 万6,000円の増は、水質検査機器の経年劣化に伴う当該機器の更新経費であります。

4 目普及促進費15万2,000円の減。事業費確定に伴う減であります。

2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費7,905万3,000円の減。次ページにわたり、公共下水道事業補助分は、社会資本整備総合交付金の交付決定を受けて事業費調整減及び事業費確定に伴う増減であります。起債分は起債事務費として、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 款 1 項公債費、1 目元金補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

2 目利子37万4,000円の減。次ページにわたり、平成30年度長期債借入実行に伴う利子確定による減であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第2条地方債の補正であります。地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

4 ページをお開きください。

第2表地方債補正変更であります。公共下水道事業4,650万円の減。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

5 ページ、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、平成30年度末現在高35億589万8,000円。令和元年度中起債見込額5,440万円。令和元年度中元金償還見込額 3 億1,171万1,000円。補正後の令和元年度末現

在高見込額は32億4,858万7,000円となるものであります。

以上で、議案第91号の説明を終わります。

続きまして、議案第92号であります。

議案書1ページであります。

令和元年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（2回目）。

令和元年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ899万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億741万6,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページ、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入歳出ともに、4款5項にわたって、それぞれ899万1,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目1節介護給付費負担金201万4,000円の増。2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金111万円の増。それぞれ事業者の介護給付費の過誤請求に伴う負担金等の増であります。

2目1節保険者機能強化推進交付金99万1,000円、新規計上。介護予防など総合事業サービスに充当する交付金の計上であります。

5款1項支払基金交付金、1目1節介護給付費交付金351万円の増。6款道支出金、1項道負担金、1目1節介護給付費負担金221万1,000円の増。それぞれ事業者の介護給付費の過誤請求に伴う負担金等の増であります。

8款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金84万5,000円の減。補正財源調整による減額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、職員人件費146万4,000円の減。14ページから17ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

3項介護認定審査会費、2目認定調査等費1万7,000円の減。主に介護認定調査員賃金を非常勤職員から臨時職員へ振りかえる計上であります。

2款保険給付費、4項特定入居者介護サービス等費、1目特定入居者介護サービス費1,300万3,000円の増。次ページにわたり、事業者の介護給付費の過誤請求に伴う負担金の増であります。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業等事業費266万4,000円の減。主に職員人件費の減であります。

2目任意事業費40万2,000円の減。主に成年後見人報酬対象者減による補助金の減額補正であります。

4 目生活支援体制整備事業費10万9,000円の増。次ページにわたり、消費税率改訂に伴う委託料の増額補正であります。

5 目認知症総合支援事業費35万8,000円の増。職員人件費の増であります。

3 款介護予防生活支援サービス事業費、1 目総合サービス費、財源内訳補正であります。

8 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目包括的支援事業費 6 万8,000円の増。職員人件費の増であります。

以上で、議案第92号の説明を終わります。

続きまして、議案第93号であります。

議案書 1 ページであります。

令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（2 回目）。

令和元年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ192万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億4,162万1,000円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 3 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正であります。歳入歳出ともに 1 款 1 項にわたって、それぞれ192万1,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

3 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金192万1,000円の減。補正財源調整に伴う減額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金192万1,000円の減。後期高齢者医療広域連合への負担金について、主に前年度の事務費負担金の精算に伴う負担金の減であります。

以上で議案第93号の説明を終わります。

続きまして、議案第94号であります。

議案書 1 ページであります。

令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（1 回目）。

元号を改める政令、平成31年政令第143号の施行に伴い、平成31年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算の名称、令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算とし、予算書における元号による年度表示については、平成31年度を令和元年度に読みかえるものとする。

令和元年度厚岸町の介護老人保健施設事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（１回目）。

令和元年度厚岸町の介護老人保健施設事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第１条第１項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ266万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,173万2,000円とする。

第２項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページから３ページ、第１表歳入歳出予算補正であります。歳入では３款４項、歳出では１款１項にわたって、それぞれ266万7,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

６ページをお開き願います。

歳入であります。

１款サービス収入、１項介護給付費収入、１目１節施設介護サービス費収入257万7,000円の減。２項１目１節自己負担金収入138万6,000円の増。それぞれ施設利用の状況による収入見込額としての増減であります。

７款１項１目繰越金、１節前年度繰越金384万4,000円の増。補正財源としての計上であります。

８款諸収入、１項１目１節雑入１万4,000円の増。道知事道議会議員選挙不在者投票特別経費の新規計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

８ページをお開き願います。

歳出であります。

１款サービス事業費、１項施設サービス事業費、１目施設介護サービス事業費266万7,000円の増。職員人件費95万5,000円の増で、10ページから12ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。介護老人保健施設サービス171万2,000円の増。需用費123万5,000円の増は、主に施設用消耗品、給食材料費の増。備品購入費47万7,000円、新規計上は、施設内で使用する薬の服用管理用カート１台及び災害時用のエアストレッチャー１台の購入費の計上であります。

以上をもちまして、議案第88号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算から議案第94号 令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第95号 令和元年度厚岸町水道事業会計補正予算（１回目）の内容について、説明申し上げます。

はじめに、元号を改める政令、平成31年政令143号の施行に伴い、平成31年度厚岸町水道事業会計予算の名称を令和元年度厚岸町水道事業会計予算とし、予算書における元号

による年度表示については、平成31年度を令和元年度に読みかえるものといたします。

1 ページをご覧ください。

第1条総則。

令和元年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条業務の予定量の補正でございます。主な建設改良事業について、配水管布設がえ等事業を554万8,000円減額し、2,607万2,000円に、設備整備事業を78万6,000円減額し、3,651万4,000円に、メーター設備事業を143万増額し、6,071万円に、上水道施設整備計画策定委託業務を11万5,000円減額し、709万5,000円とするものでございます。

第3条収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1 款水道事業収益を31万8,000円増額し、2 億9,824万円とするもので、内訳は1 項営業収益が19万8,000円の増、2 項営業外収益が12万円の増でございます。

支出につきましては、1 款水道事業費用を168万2,000円増額し、2 億7,332万2,000円とするもので、内訳は1 項営業費用が425万9,000円の増、2 項営業外費用が257万7,000円の減でございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、後ほど補正予算説明書により説明いたします。

第4条は資本的収入及び支出の補正でございます。

2 ページをお開き願います。

収入では、1 款資本的収入を1,029万4,000円減額し、4,054万6,000円とするものであります。内訳は1 項企業債が730万円の減、6 項補償金が299万4,000円の減であります。

支出では、1 款資本的支出を514万4,000円減額し、2 億913万7,000円とするもので、内訳は1 項建設改良費が500万9,000円の減、2 項企業債償還金が13万5,000円の減でございます。

9 ページの補正予算説明書をお開き願います。

収益的収入及び支出の内容並びに資本的収入及び支出の内容について、申し上げます。はじめに、収益的収入でございます。

1 款水道収益、1 項営業収益 2 目受託工事収益は19万8,000円の増。これまでの収益実績と今後の見込みを反映したことによる増額でございます。

2 項営業外収益、2 目他会計補助金は12万円の増。総務省の地方公営企業に対する繰出基準に基づき一般会計が負担する費用で、児童手当給付経費の増であります。

次に、収益的支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費は176万6,000円の減で、委託料が各委託業務の執行額確定により302万9,000円の減、動力費で浄水場などの電気使用料の増加のため102万1,000円の増、ほか執行見込みを勘案した増減でございます。

2 目配水及び給水費は470万円の増額で、個別漏水調査及び配水管の漏水に対応するため、委託料で92万9,000円の増、修繕費で378万1,000円の増、執行見込額を勘案した増減でございます。

9 ページ下段から10ページにわたります。

4 目総係費は155万1,000円の増額で、職員の異動による各節執行見込みを勘案した職

員給与費の増減、内容は説明欄記載のとおりであります。

5 目減価償却費は22万6,000円の減。平成30年度の建設改良事業の執行額が確定したことなどによる減であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費は8万8,000円の減。平成30年度分の企業債借入額及び企業債利率の確定による減でございます。

2 目消費税及び地方消費税は248万9,000円温減で、建設改良費の予定額確定に伴い、見込まれる納付額の減でございます。

11ページをご覧ください。

資本的収入であります。

1 款資本的収入、1 項1 目企業債は730万円の減。対象工事の見込みを勘案した減であります。

6 項1 目補償金は299万4,000円の減で、対象工事の執行内容が確定したことによる減であります。

次に資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項1 目建設改良費は579万4,000円の減。排水管布設がえ等事業は、当初道路工事にあわせて床潭末広間道路配水管の布設替え工事を予定しておりましたが、道路事業の財源となる国費の減額配分から、同区間の改良工事が見送りに伴う配水管布設がえ事業の減。また平成31年3月28日尾幌地区の事業者から水道管の布設要望を受け、水道供給には国道44号の道路横断を行う必要があり、水道管の維持管理を含め、配水管新設整備事業の必要が生じたことによる事業費の増と施設整備事業費の執行額確定による減であります。

2 目総係費は64万5,000円の減。委託業務の執行額確定による減であります。

3 目メーター設備費は143万円の増。新設メーター実績と今後の見込みを反映したことによる増であります。

2 項1 目企業債償還金は13万5,000円の減で、平成30年度に借り入れた企業債の償還利率の確定による減であります。

ここでまた1 ページへお戻り願います。

1 ページから2 ページにわたり、第4条の括弧書きでございます。資本的収入が資本的支出に対し、不足する額1億6,859万1,000円について過年度分損益勘定留保資金1,004万1,000円、当該年度分損益勘定留保資金1億722万3,000円、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,165万8,000円、減債積立金2,166万9,000円及び建設改良積立金1,800万円で補填するものでございます。

第5条企業債の補正であります。企業債の予定額を730万円減額し、3,900万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

職員給与費について、182万5,000円増額し、2,305万9,000円とするものであります。

第7条は他会計からの補助金の補正であります。児童手当給付経費の補助として12万円を増額し、他会計からの補助金総額を1,091万7,000円とするものであります。

3 ページと4 ページは補正予算実施計画、5 ページは水道事業会計補正予定キャッシュフロー計算書、6 ページから8 ページは補正給与費明細書、飛びまして12ページと13ペー

ジは予定貸借対照表、14ページと15ページは会計処理の基準や手順を示した注記でございます。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、令和元年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容であります。

ご審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第96号 令和元年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）について、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページであります。

議案第96号令和元年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）。

元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度厚岸町病院事業会計予算の名称を、令和元年度厚岸町病院事業会計予算とし、予算書における元号による年度表示につきましては、平成31年度を令和元年度に読みかえるものとする。

第1条総則であります。

令和元年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正であります。

(2) 患者数について、年間延べ患者数では2,786人の減で、5万7,692人とするもので、内訳として、入院患者では366人減の1万1,712人に、外来患者では2,420人減の4万5,980人とするものであります。

1日平均患者数では11人減の222人、内訳として、入院患者では1人減の32人に、外来患者では10人減の190人とするものであります。

(3) 主な建設改良事業では、医療機械整備事業が587万3,000円を増額し、3,031万5,000円に、建設工事事業が422万3,000円を減額し、3,020万6,000円とするものであります。内容は後ほどご説明いたします。

第3条収益的収入及び支出の補正及び次ページ、第4条資本的収入及び支出の補正につきましては、補正予算説明書によりご説明いたします。

11ページをお開きください。

はじめに、資本的収入であります。

1款病院事業収益4,641万円の増。1款医業収益485万円の増。1目入院収益2,086万2,000円の減。診療単価の減のほか、入院患者数366人、1日当たり1人の減を見込んでの減額補正であります。

2目外来収益96万8,000円の減。診療単価の増がありますが、外来患者数2,420人、1日当たり10人の減を見込んでの減額補正であります。

3目その他医業収益645万5,000円の増。主に3節その他医業収益では、通所リハビリテーション収入の増であります。

4目負担金2,022万5,000円の増。一般会計負担金の増であります。

2項医業外収益4,156万円の増。3目長期前受金戻入283万6,000円の増。5目他会計補助金174万8,000円の増。6目他会計負担金3,697万6,000円の増。内容は説明欄記載のとおりであり、補助金及び負担金の増は、それぞれ12月での一般会計からの繰入金の補正で

あります。

次ページをお開きください。

次に収益的支出であります。

1 款病院事業費用3,315万8,000円の増。1 項医業費用3,235万5,000円の増。1 目給与費2,023万1,000円の増。内訳として、1 節給料91万4,000円の増。2 節職員手当等182万5,000円の減は、主に看護し2人の増、医療技術員1名の増、合計で3名分の補正計上のほか、職員手当等では医師に係る特殊勤務手当及び祝日直手当分が減となっております。詳細につきましては、7ページから10ページの給与費明細書をご参照ください。

6 節賃金2,071万6,000円の増は、主に支援出張医師賃金の増であります。

2 目材料費101万円の減。主に1 節医薬品費113万1,000円の減は、患者数の減による減。その他は、執行見込みによる増減であります。

3 目経費933万6,000円の増。主に3 節旅費、交通費391万1,000円の増は、支援出張医師の旅費の増。

13 節修繕費217万3,000円の増は、主に医療機械及び公用車の修理費の増。

15 節使用料174万4,000円の増は、主に血液ガス分析装置ほか、医療機器使用料の増であります。

16 節委託料112万5,000円の増は、主に検査委託料の増のほか、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目減価償却費9万7,000円の減。5 目資産減耗費329万5,000円の増。それぞれ事業費確定に伴う補正増減であります。

次ページ、2 項医業外費用、2 目医療技術員確保対策費80万3,000円の増。2 節食料費32万4,000円の増。3 節手数料47万9,000円の増は、主に支援医師にかかる紹介手数料の増であります。

以上が、収益的収入及び支出の補正内容説明であります。

続いて、資本的収入及び支出であります。

1 款資本的収入926万1,000円の増。1 項1 目1 節企業債180万円の減。機械備品整備にかかる充当事業債の減額補正であります。

2 項補助金1,106万1,000円の増。1 目他会計補助金、1 節一般会計補助金1,105万1,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、12月期での執行見込みによる増であります。

2 目国庫補助金、1 節特定防衛施設周辺整備補助金1万円の増は、事業費確定に伴う増であります。

次ページをお開きください。

次に、資本的支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費165万円の増。1 目固定資産購入費、1 節機械備品購入費587万3,000円の増。全自動三役文法機からガス炊飯器までは事業費確定に伴う減。バックシーラーから生態情報モニターまでは修理不能となった医療機械の更新に伴う新規計上であります。

2 目建設工事費418万円の減。2 節委託料4万3,000円の減は、事業費確定に伴う減であります。

以上が、資本的収入及び支出の補正内容であります。再び2ページへお戻りくださ

い。

第4条の条文中、括弧書きです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額138万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

次に第5条企業債の補正であります。予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。機械備品整備事業について限度額を180万円減額し、2,260万円とする。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

次に第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

職員給与費を2,023万1,000円増額し、7億5,134万7,000円とするものであります。

次ページ、第7条他会計からの補助金の補正であります。それぞれ記載の内容について合計で7,000万円を増額し、補助金の総額を4億5,707万9,000円とするものであります。

4ページから5ページは補正予算実施計画書、6ページは補正予算キャッシュフロー計算書、15ページから17ページまでは予定貸借対照表であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第96号 令和元年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 本9件の審議方法についてお諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和元年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和元年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

令和元年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

●議長（堀議員） 日程第10、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

はじめに、6番、佐藤議員の一般質問を行います。

6番、佐藤議員。

- 佐藤議員 本定例会における私の質問は、先にご通告を申し上げました安心・安全へ防災力のより一層の強化についての、ただ1点であります。

はじめに、東日本大震災以降、毎年自然災害が発生し、しかも激甚化をいたしております。財産ばかりでなく、尊い人命までもが奪われるなど、憂慮すべき状況にございます。

政府は2013年施行の国土強靱化基本法に基づき、防災、減災の指針として、各自治体に策定を求めている国土強靱化地域計画についてであります。従来から厚岸町は策定しております厚岸町地域防災計画と、このたびの国土強靱化地域計画とはどう違うのでしょうか。まずお聞きをいたしたいと存じます。

次に、千島海溝での巨大地震の発生確率は、今後30年間で最大40%、危険度ランク最大レベル3と政府の地震調査研究推進本部が発表をいたしたところでございます。海溝型巨大地震では、東日本大震災で経験したように津波が予想されます。また、その震災以降、平成25年に厚岸町津波ハザードマップが改正をされましたが、93年の釧路沖、94年の東方沖での震度6を経験、チリ地震でも津波を経験しておりますが、この千島海溝での地震や津波は、これらの経験より桁違いに大きいと言われております。

しかし、当町を含む北海道東部では、頻繁に地震が起こるため、避難意識が低いように思われてなりません。図面上での浸水予想図では、津波がさまざまなものを流し、濁流となって市街地を襲うさまには、現実感に乏しく、シミュレーション動画による避難啓発が効果的と考えますがいかがでしょうか。

また、近年の自然災害では、特に台風や豪雨による被害も多くあります。しかし、これらは気象予報の精度の高まりとともに、備えや避難が比較的容易でありますけれども、地震の予知は困難であり、それに伴う対策の強化が喫緊の課題と考えます。

厚岸町でも、避難階段の整備が進んでおりますが、高齢者、障害者あるいは幼児や妊婦等の避難弱者には、高台や避難階段にたどりつけないなど、避難放棄者を生むことも心配されます。

津波の第一波は、厚岸町の早い地区で24分、全ての地区で30分以内で襲ってまいります。逃げ遅れや避難弱者には命の最後の砦となる避難タワー等の整備の検討が必要と考えますがいかがでしょうか。

若狭町長の言う安全・安心なまちづくりの最大の施策は防災対策であり、究極の目的は命を守ることです。より一層の防災力の強化について熱望し、第1回目の質問といたします。

- 議長（堀議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 6番、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

防災力の一層の強化についてのうち、(1)の「政府が各自治体に求めている国土強靱化地域計画と従来から策定している厚岸町地域防災計画とどう違うのか」についてありますが、国土強靱化地域計画は、平成25年12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、市町村等が定めることのできる計画で、当該市町村等の区域における国土強靱化にかかわる当該市町村等の他の計画等の指針となるものです。

一方、厚岸町地域防災計画は、昭和37年7月に施行された「災害対策基本法」第42条に基づき、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画で、昭和60年に策定したものです。

それぞれの計画の違いにつきましては、国土強靱化地域計画は、災害ごとの対処方法をまとめるのではなく、考え得る自然災害を見据えつつ、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするもので、災害発生前の対策が主とされる計画であり、地域防災計画は、地震や風水害、雪害といった災害を特定し、その災害ごとに万が一発生した場合の対処方法についてまとめている計画です。

次に、(2)アの「東日本大震災以降、ハザードマップが改訂されましたが、図面上での浸水予測図では、津波に対する現実感に乏しく、シミュレーション動画による避難啓発が効果的と考えます」についてありますが、津波ハザードマップは、津波浸水予測図及び津波浸水想定図等をもとに、浸水想定区域、緊急避難場所等の情報を図面に記載したもので、当町では平成25年3月に改訂版を作成し、全戸に配付を行っております。

近年、住民の防災意識の高揚や、特定の地震・津波、河川氾濫を想定したコンピュータグラフィックスによるシミュレーション映像を作成し、これを防災啓発に活用する自治体が増えてきております。

近隣では、今年10月に白糠町が、津波と洪水に関する映像を作成し、町のホームページで公開したところです。津波ハザードマップは平面のため、広さは表現できますが、立体的に表現することは不可能で、津波による浸水を想像するには現実性に欠けております。

より津波の恐ろしさと避難行動の大切さを知ってもらうためには、シミュレーション映像による啓発は有効と考えられることから、新年度予算に作成に関する費用を計上することとしております。

次に、イの「避難階段の整備が進んでおりますが、高齢者・障害者・幼児や妊婦等の避難弱者には、階段の設置だけでは十分ではなく、避難タワー等の整備が必要と考えます」についてありますが、津波避難タワーは、津波による被害が想定される地域の中でも、地震発生から津波到達までの時間的余裕や、地理的条件、避難ビルとなる建築施設がない等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域において、緊急的・一時的な避難施設になるものです。

現在、当町で想定される津波に関しましては、平成24年に北海道防災会議、地震火山対策部会、地震専門委員会において行った、北海道太平洋沿岸における津波浸水予測図をもとに、津波ハザードマップを作成し、津波浸水予測や津波到達予測時間、指定緊急避難場所の見直しを行ったものであります。

このハザードマップ作成に当たっては、想定される津波到達時間内で、指定緊急避難場所まで徒歩で避難することができるのか検証も行っております。

また、冬期間や災害弱者の避難にあっては、車両による避難も考慮しているところです。

災害時には、まず自分自身や家族安全を確保した後に、近所や地域の皆さんと助け合う、自助、共助の取り組みが重要と考えており、さらなる啓発や取り組みの強化をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 6 番、佐藤議員。

●佐藤議員 最初に、地域防災計画の関係から、再度ちょっと質問したいと思います。どう違いますかという質問で、本当に違うところしか答えてこれなかったのです。そうではなくて、もう少し、今の言葉で言うと、もうちょっとこう付度をしていただいて、その後何を聞きたいかくらいは予想して答弁していただければ、大変ありがたかったのですが。

何か聞くとところというか、報道によると、今までそれぞれの地域にある防災計画との違いが、何か曖昧といいますか、そういう部分もあって、それからまた、策定の義務づけがないということもあって、道内の市町村でも、この策定したところが17自治体ということで、全体の10%弱くらいのところしか、まだ策定をされていないと。

ただ、やはり過去に津波による被害があったところ、例えば南西沖地震による津波で大きな被害があった奥尻町あるいはせたな町などは、既にこの地域防災計画を策定しているということでもあります。

また、この先ほど申し上げましたように、千島海溝型の地震が切迫する中で、なぜ進まないのだろうか。日本列島は北海道ばかりでなくて、全て海に囲まれているわけですから、津波に対する意識というのは相当高くて当たり前のような気がしているのですが。そう進まないというのがなぜなのだろうかという気が、実はしております。

厚岸町では、この地域防災計画を策定するのか、あるいは従来の防災計画を見直して充実し、さまざまな取り組みを充実させていくような計画をつくっていくのか、その辺はどうなのでしょう。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 国土強靱化地域計画と厚岸町地域防災計画の違いについてでありますけれども、簡単に申し上げますと、現在あります厚岸町の地域防災計画、こちらにつきましては、災害が発生した後に、例えばどのような体制で対応をとっていくのかということが主である計画であります。また、もう一方の国土強靱化地域計画、こちらにつきましては、さまざまなリスクを想定して、災害発生する前に手を打っていかうというようなものであります。

当初、この国土強靱化地域計画、いろいろ国のほうから義務づけがされていないとい

うところで、いろいろな説明会や、そういうものにも参加をさせていただきました。その中で、まず感じたのが、当初の説明では、この国土強靱化地域計画、言ってみると厚岸町の各計画のアンブレラ、すなわち傘になるような計画の位置づけ。現在、厚岸町の総合計画つくっておりますけれども、総合計画よりも上もしくは横並びの計画をつくれというようなことで始まってきておりました。このため、各地域、自治体のほうでは、動きがとても遅かったと私たちも感じております。そのようなこともありまして、計画策定自体は、北海道でも、議員おっしゃるとおり、17自治体とか、そのような数にとどまっているといったような状況であります。

しかし、近年の国の動きが変わりまして、この国土強靱化地域計画が、ある程度補助金の採択の要件になってきているというような動きが出てきております。すなわち、さまざまな事業、これは防災だけではありません。例えば、農業や水産や道路や、そういうものにあっても、この国土強靱化地域計画の中で、事業掲載がなっていなければ、補助の採択をしないというような方法が出てきております。こちらはまだ、想定の域ですけれども、早ければ令和3年度くらいから、このようなことが動き出すのではないかなというようなことが言われております。厚岸町におきまして、この強靱化地域計画、今、作成のための準備にとりかかっております。可能であれば、令和2年度中に、この計画を策定するというところで準備をしているところであります。

地域防災計画につきましては、もちろん根拠法律も違いますので、これからさまざまな案件でさらに見直していかなければならない部分も入ってきます。ですから、国土強靱化地域計画と厚岸町地域防災計画、それぞれの計画が走っていくというような形になります。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 ありがとうございます。

今、室長から答弁ありましたように、私も確認したところ、2020年度から地域計画で示した事業に対し、政府は補助金や交付金を重点配分するというような報道も目にいたしました。

津波が予想される、この厚岸町を考えると、地域レベルで何が特別な備えとして必要なのかと。そういうことを考える必要があるのではないかと思います。この補助率なんかも2分の1から3分の2だとか、そんな報道もなされておりますので、したがって、今後の各地の施設整備を、あるいは進めていくということがあるとするれば、新たな地域防災計画を策定しないことによる不利益だけは生じないように対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 国土強靱化地域計画、極めて重要な計画であると、私は認識をしております。

実は、残念なことに、申し訳なく思っておりますが、今お話しがありましたとおり、

政策としても大きな意義があるのです。ですから、その計画を早くつくるようにということで、お話しを、協議をさせていただいておったところではありますが、今、担当課長からお話しがありましたとおり、令和2年には、今準備、作成中でありますので、2年には計画ができ上がるのではなかろうかと思っております。

本当に遅しきすまんということでありまして、今、ご指摘があったとおりでございますので、早急にこの計画の採用に当たってまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 次に移ります。

(2) のアなのですが、先般、実は総務産業常任委員会の道外行政視察で四国のほうに行ってまいりました。ここは南海トラフ地震の予想地域ということでもありますけれども、お聞きすると南海トラフがいろいろな面で先行しているように報道されるのですが、実は研究をしている大学の先生によりますと、南海トラフより千島海溝型のほうが怖いのだと、そんなようなお話しも、一部だけこの間聞いてまいりました。

それで、その四国に行った視察では、南海トラフということで、行政も住民もすごい防災意識というのが高いように、実は感じました。そんなことで、視察をさせていただきました。例えば、高知県の黒潮町、人口1万1,100人。避難施設整備とともに、何よりも早く逃げる意識をもっていただくということで、先ほど答弁にも、町長ありましたとおり、津波ハザードマップでは浸水予想図で色分けしてなっているのですが、実は、3メートルという、ああ3メートルだなと。2メートルという2メートルだなと、こう分かるのですけれども、何かその現実性がやはりないのです。

それで、そこでも見てきたのですけれども、やはりシミュレーションで市街地を勢いよく襲う津波の恐ろしさといいますか、そういうものを目で実際に見ると、やはりいち早く逃げると、避難するという大切さを、より強く持つわけです。

それで、答弁にも新年度予算で云々と書かれております。大変ありがたいことだなと思っておりますけれども、白糠町でも動画を作成したということで、これからは作成した動画を自治会の総会でも上映するとか、自治会連合会の総会ですとか、老人クラブの集まりでも上映するとかという形で、さまざまな機会を捉えて、実際に見ていただくと。そのことで避難意識がもっともっと高まるのではないかと。いや、恐ろしいですね。私も見ましたけれども。これは、いいことだなということで、それは答弁書にあるとおり、ぜひ進めて、有効に活用するようにお願いしたいと思っております。答弁は結構です。

それから、(2) のイ、最後なのですが、これも先ほどと同じように、四国の黒潮町と、それから和歌山県の美浜町に行ってまいりました。ここも、やはり南海トラフの云々の関係で、非常に防災意識が強い、行政もそうですけれども、民間の企業もそうです。それから、もちろん住民もそういう防災意識が大変強いところありますし、民間の施設であっても、例えば民間の施設が3階建てであれば、施設が閉まっても、外から避難階段で屋上に上がれるとか。もう、そういう避難施設がすごく充実しておりました。

それから、防災タワーについては、町内6箇所、もちろん高さもいろいろあるようです。それから、避難高台といいまして、高台に盛り土をして、二十数メートルくらいの高台をつくって、一時避難場所にあれしてもらおうというようなこの施設も見てまいりましたし。

これは将来的に、せめてこの答弁書にあります自助・共助云々とうこうありますけれども、こういう言葉ではなくて、せめて研究・検討くらいはしていただきたいなど。自助・公助・共助なんていうのは、もう何年も前から聞いているのです。自分だけ逃げるのならいいのですけれども、自分は健康であっても、家族の中に障害者がいたり、高齢者がいたら、一緒に助けて逃げなくてはならないのです。私、100メートル20秒で走っても、30秒の人にあわせて逃げなければならないのです。そんなことであれば、結局ともに被害を受けることになるわけですから。そのことも含めて、検討・研究くらいはいたしますくらいの答弁してください、本当に。たどりつけないですよ、だって。それは日中だけであればいいかもしれません。

車、町長、絶対駄目ですから。3・11のときには、日中でしたから、国道止めましたので、全部太田の山回っていきなさいということになって、光栄からは左折ができませんでした。車で。ですから、それが車で逃げるといっても、途中まで逃げれるかもしれませんが、最後まで上がっていけるということは、恐らくできないと思うのです。そんなこともありますので、そうすると最後に行き着くところは、自分が行けるところ、自分の近くにそういう避難施設があるかないかということなのです。なければ、諦めますよ。避難放棄が。僕だって、あと八つくらい歳が多かったら、避難放棄者になるかもしれません。走れないもの、逃げてなんて。とてもじゃないけれども。だから、そういうことも含めて、やはり研究・検討くらいはしていただきたい。心からそう思います。いかがです。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） この防災タワーの関係につきまして、大変どういう答弁が最適かという考え、もちろん持つわけであります。今、お話しありましたとおり、調査・研究するということはやぶさかではございません。当然、何ごとも必要なことです。

ただ、ここで具体的なお話を私はさせていただきたいと思います。8年前、東日本大震災があったわけであります。その以前の課題として、防災対策は優れたまちであるという、各自治体がこぞって言ったところがあります。佐藤委員もご承知のことと思いますが、岩手県の田老町です。防潮堤を10メートルつくって、もう自治体を代表する防災のまちだと言われるくらい防災に対する意識が高いまちであったわけであります。

ところが、いざ津波が来た場合に、いや堤防があるから大丈夫だという認識があったわけであります。それを越えたのが東日本大震災なのです。何と181名の死者、行方不明者が出ました。それと、田老町を1,500人の方々が逃げ去ってしまったというような現在の状況であり、やもなく宮古市と合併をしなければならないというまちがあったわけであります。

それと、つい最近の話であります。もう一つは、宮城県の石巻市。これは大川小学校

という学校がございます。つい最近の最高裁の裁判で、74名児童が亡くなり、10名の教職員が亡くなった。あわせて84名の方々が命を失ってしまったという状況の中で、最高裁が負けてしまいました。

しからば、どうしてかということ、大川小学校のグラウンドが、実はハザードマップでは水浸地域ではなかったわけです。それを信じたあげく、そういう結果になってしまったということでございまして。

私はいろいろなことを考えた場合に、今強く国にお願いしていることがございます。というのは、佐藤議員からも質問があったとおり、千島海溝の問題であります。マグニチュード8.8の巨大地震が、切迫性があるわけでありまして。しかしながら、国のほうは、これに対する津波高予測がまだ公表されておらないのです。

そういう状況の中で、今調査・研究はもちろん大事なことのようですが、厚岸として、どういう防災対策としての、タワーを含めて、施設が必要なのか十分に考えていかなければならない、そのように考えておりますので、それよりも、これまたいい言葉があるのです。ということは、田老町の件ですが、今地震の恐ろしさということで、学ぶ防災ガイドという勤めをいたしている先生がおります。小幡さんという方であります。

その小幡さんの言葉で、防潮堤だけでは命は守れない。全国の皆さんが田老を教訓にして、万一の備えを考えていただきたい。防潮堤の存在に安心したのが逃げられなかったということも訴えておるわけでございます。

そういう意味においては、自助・共助、極めて重要なことであります。もう何度も、これは実例申し上げますと、これまた大川小学校の関係から出ますが、釜石の奇跡というお話しがありました。常日ごろから防災教育を徹底的にやった釜石であります。その結果、死亡者がゼロであったということでございます。さらにはまた、その際に、釜石の子ども方は、お年寄りを連れて、手を結んで逃げたというような実例も数多くあるわけであります。

そういう意味におきまして、防災対策というのは、その施設だけではなくて、やはり自分の命は自分で守るのだという意識を強めていかなければならない。そういうことを、私は強く町民に訴えているところでありまして、どうか自助・共助、これを大切にした防災教育というものを考えていきたい、いかなければならない、そのように思っておりますので、この点ご理解いただきたいと思います。

また、防災タワーにつきましては、調査・研究、これはもちろん大事なことでございますので、質問に当たっての研究も、これからもしていかなければならないだろうと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 町長に反論するわけではないのだけれども、そういう防波堤ができたから安心だとか、それよりももっと大事な防災教育とか、もちろん教育も大事です。しかし、現実には、現実には起こった場合は、ないよりあったほうがいいのではないですか。起こってからつくるというのもどうかと思いますけれども。ないよりは、そういう防波堤なり、そういう避難高台でも、避難階段でも、ないよりあったほうがいいわけでしょう。それ

は当然。だから、そういうことではなくて、そうではなくて、もちろん町長の言う日ごろからのそういうあれが大切だということは、もう当然わかりますし、これ大川小学校のも僕もメモしていたのです。町長に先に言われたからあれですけども。たかだか、たかだかと言ったら失礼ですけども、避難のシミュレーションがないだけで、損害賠償確定判決が出たのです。

だから、今もう想定外なんて言葉は死語です。使えないのです。いや、そんな津波が来るなんて思いませんでしたなんて、これだけ東日本の津波を経験した中で、しかも海岸にある地域で、まさに川が1本だけ流れているわけではない、太平洋に面したこの厚岸町で、そんなことが想定されないということは決して許されないと思います。今の情勢から考えたら。

ですから、これはもう町長の決断がなければ進みませんから。我々が何ぼ言っても、町長がよしやろう、よし頑張ろうって決めなければ、進まないわけですから、そういう意味で最後に町長も研究・検討は進めるというお話もいただきましたので、これは30年って30年目に起きるという意味ではなくて、30年の中でいつ起きてもおかしくないということですから、極端に言うとかしたかあさってかもしれない。これは当然間に合わないことでありますけれども。

そういうことで、何としても、やはりこの人口が減っていく中で、本人の意図としない、災害によって命が奪われるなんてことが決してあってはならないと思うのです。そんな意味でも、しっかり町長に研究・検討していただきたいと、そう思っております。

最後に、副町長。実は副町長も我々の行ったところに視察行っているのです。副町長が感じた感想だけお聞かせください。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） まず、私からお答えをさせていただきます。

厚岸町の防災減災対策。これはもう徹底的にやらなければなりません。一人の命も失うようなことがあってはならないことであります。そのための対策は重要なものとして認識し、今日まで防災減災対策を講じてきたつもりでおるわけであります。

そういう中で、やはり想定外、いやそういうはずではなかったとかいうことがあってならない。ということは、現在の災害というのは、想定できません。これは地震、津波のみならず、豪雨、台風もそうです。ご承知のとおりなのです。そういう中での防災減災対策はどうあるべきかと。

以前は、私も、実は厚岸町は津波だけの、地震だけの防災減災対策だけを考えようという気持ちでおったわけではありますが、今日はそれだけではなりません。もう、自然災害を含めた減災防災対策を強固なものとしてやっていかなければならない。そのように考えておる次第であります。

そういう中での防災タワーという話に相なるわけではありますが、調査・研究、それと国の、先ほどお話しいたしましたけれども、津波高予測が何度も国に強く訴えております。ということは、この前官邸まで行って、そしていろいろと、ちょっと私行けなかったわけですが、厚岸、釧路管内、根室管内、それぞれの自治体の長が、まとまって官邸

まで行って要請をしておるところでありますので、何とかこれが早急にまず出していたくということも大事だし、また自ら、ということは厚岸町が何が必要かというものも考えながら、いろいろと対策を講じていくということも大事なことであらうと。その一つが防災タワーということに相なるかもしれません。そういうことも含めながら、私の答弁とさせていただきますと思います。

●議長（堀議員） 6 番、佐藤議員。

●佐藤議員 済みません。

それで、北海道でタワーは27箇所、既に設置されているのです。そのうち、道東は11箇所と聞いております。ですから、そういう意味では27箇所のうち11箇所ですから、半分までとはいかないものの4割くらいは、やはり千島海溝に近い道東の沿岸沿いが多いのかというような気がしております。

それから、これは蛇足なのですが、10月に浜中の町長選挙がありました。松本町長が再選をされましたけれども、そのまちづくりの3本柱の、例えば子育て・子ども支援とか、その3本柱の一つは防災タワーなのです。そんなことも近所で口に出している首町がいるわけですから、ぜひ浜中町に負けないように、こんなんでも争っていいのか、これは争っていいと思うのです。いいことは。そんなことで考えておりますので、再三申しわけありませんが、町長には研究・検討を進めていただきたいと思います。副町長、最後をお願いします。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 私は昨年、管内の副町村長会で視察ということで黒潮町に行ってきた。恐らく、今回、総務産業常任委員会で見て来られたタワー、たしか五つ、5基ほど、黒潮町は避難タワーが設置をされて、六つでしたか、設置をされているかと思います。恐らく、その視察をされた避難タワー、その中でも1番立派な、お金のかかっているタワーだと思います。たしか、記憶では約6億円弱だったと思います。6基全てで15億円以上の予算がそれに投じられているというお話を聞かせていただきました。そのうち、全て、厚岸町でも起債を使っておりますけれども、緊急防災減災事業債で建てられたと。基本的には7割交付税でキックバックがされる。残りの3割を、高知県については、その県が負担をするという、これは高知県だけではなくて、静岡県であるとか、そういった、いわゆる南海トラフの影響が及ぶ地域については、県がその残りの3割を負担しているところが多いように聞いております。

そういった意味からすると、北海道の場合は、どうしてもその3割の部分については、町が負担をしなければならないという状況です。ただ、この全体的に黒潮町が設置をした避難タワーというのは最高級のものをほとんど6基ともに設置をしていると、私は見ております。最低限、大体1億円前後程度で、ただ、今いろいろと建築費も高騰しておりますので、なかなか当時の額では設置をすることは不可能かも知れませんが、そういった意味では1億円前後で建つものとは思っております。

また、その黒潮町は特に、町長が非常に防災に対しての熱い気持ちをもっていると思います。なって、間もなく、たしか南海トラフ地震の予測が国から出されたと。そういうこともあって、かなり国に対する働きかけ等とも、先頭に立って、県の町村の先頭に立って、国に対して要請をしたということもお聞きをいたしました。また、シミュレーション動画につきましても、私も黒潮町で見てまいりました。

ただ、町長が嘆いておられたのは、一生懸命これだけ行政が避難タワーを建てて、避難階段を設置をして、いろいろとやってきたけれども、なかなか防災訓練をやっても参加をして、厚岸町ほどとは言いませんけれども、参加してくださる町民の方が少なくなっているということは、やはり厚岸町と同じく、風化が始まってきているのかなとは思っております。

いずれにしても、先ほど町長から答弁されているように、国がこれから津波高の予測を出されるだろうと思っております。これは、厚岸町だけではなくて、釧路管内、根室管内、北海道全体で思っていることでありますけれども、まずはその想定を見させていただいて、津波の到達時間がさらに短くなった場合については、初めて避難タワーというものも必要になってくるのかなと思っておりますので、まずはそういったところで研究・検討をさせていただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に、5番、南谷議員の一般質問を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 第4回定例会に当たり、通告書に基づきまして一般質問をいたします。

はじめに、町立厚岸病院についてです。9月26日、厚生労働省は地域医療構想に基づき、公的病院等の再編、統合の議論が必要と公表されました。その内容は、地域医療構想は2025年に向け、全国1,455の公立病院と公的病院、日赤や労災などのうち、診療実績が特に少ない病院と同様機能をもつ病院が車で20分以内にある病院が対象で、管内では弟子屈、標茶、厚岸町の3病院が対象となっています。

新聞報道以来、町民の関心も非常に高く、町立厚岸病院はどうなるのだろうと、存続を不安に感じている町民の声を多数耳にしております。今回の公表の趣旨と、町の対応についてまずお尋ねをさせていただきます。

町立厚岸病院は、町民のよりどころであります。統合や縮小、病院がなくなることなど論外で、存続に向け最大限の対応をすべきと考えますがいかがでしょうか。

また、病院の運営方法についてです。将来に向け、人口の減少などによる減収が予想されます。安定した病院運営を継続するための検討が今から必要と考えますがいかがでしょうか。

次に、ヒグマ対策について質問いたします。標茶町で牛の被害が多発、その熊はいまだ駆除されていません。片無去や近くの酪農家の皆さん、そして末広でも海岸砂浜に親子連れの熊の足跡が発見され、恐怖におののいております。共生・共存の考えもありますが、これだ頻繁に出没されては安全なまちとは言えません。駆除を中心に腰を入れた対策が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

学校教育について、2点質問いたします。

1点目でございます。厚岸っ子の全国学力テストについてです。10月号の町報あつけしに厚岸っ子の学びの状況として、学力テスト調査結果と評価について、マスコミよりいち早く掲載され、教育委員会の子どもたちに対する熱意を、私は感じました。この行動に対して、改めて敬意を表するものであります。全国学力テストを踏まえ、本町の小・中学校の結果について、具体的な説明を求めます。

また、調査の結果、自己肯定感の高い子は正答率も高い傾向が分かりました。その要因について、自己肯定感を高めるために、具体的にどのようにされるのかお尋ねをさせていただきます。

2点目でございます。児童生徒用タブレット導入について、新年度はどのようにされるのかお尋ねをさせていただきます。

4項目めです。少年団活動について質問いたします。野球、サッカー、ミニバスケットなど、少年団活動をしている児童生徒数が減少をしております。その要因の一つに、練習場所への送迎ができない家庭が多く、子どもたちはやむを得ず活動を断念している児童生徒が多くいると伺っております。

本町のスポーツ振興面からも何らかの支援が必要と考えます。何らかの支援はできないものかお尋ねをさせていただき、1回目の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「町立病院について」の地域医療構想に基づく病院の再編・統合についてのうち、アの「今回の公表の趣旨と町の対応は」についてであります。国は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等にかかる具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて、国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で、原則として2019年度中に対応方針の見直しを求め、地域医療構想調整会議における議論を促すとして、このたびの公表に至ったとしております。

町といたしましては、地域医療構想への対応等はこれまで北海道が主催する「釧路圏域地域医療構想調整会議」において議論されてきた経緯等もあることから、この会議を通じて対応すべきものと判断しております。

次に、イの「統合や縮小、病院がなくなることなど論外で、存続に向け最大限の対応をすべきと考えますが」についてであります。町立厚岸病院は、隣接する浜中町をも医療圏とする厚岸郡の中核的な医療機関として、さらには24時間対応できる救急医療体制と町内で唯一の入院施設をもつ医療機関として、町民の命と健康を守るため、また安心した生活を送るためになくてはならない重要な施設であり、私としては「統合し廃止する」考えはありません。

去る11月22日に来町され、町立厚岸病院を視察された長谷川総務副大臣にも、病院の

もつ役割の重要性や、この地域で必要な医療機関であるということを直接訴えたところであり、今後も引き続き、国に対して、このことを強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、ウの「病院の運営方針について、将来に向け、人口の減少などを考慮した検討が必要と考えますが」についてであります。現在公表されている経営状況として、全国の自治体病院の約6割が赤字経営となっている中で、町立厚岸病院においても、病院会計独自の収支では赤字があり、一般会計からの多額の繰り入れによって、かろうじて黒字となっているのが現状であります。

町の財政状況が厳しさを増す中であって、これまでと同様に赤字補填をしていくにも限界があることから、病院経営において独自の経営改善に向けた取り組みを継続する一方で、人口減に伴う患者数の減少への対応も必要となることから、今後の患者数の動向にも注視し、特に今問題とされている病床機能や病床数のあり方について、検討する必要があると認識しております。

続いて、2点目のヒグマ対策について、「共存の考えもあるが、駆除を中心に腰を入れた対策が必要ではないか」についてであります。今年度の熊の出没状況としては、4月1日に道道123号線の別海厚岸線を走るドライバーが目撃したものを最初として、12月6日現在で77件、過去10年間の平均と比較すると、若干多い程度ですが、市街地やその周辺での出没情報が寄せられております。

このため、特に市街地での出没情報があつた場合には、地域住民の安全確保のため、速やかにヒグマ駆除員を出動させ、巡回対応をしているところです。

なお、出没したヒグマの対策については、北海道が策定した「北海道ヒグマ管理計画」に基づいて行っており、出没した個体の行動から有害性を区分し、段階に応じた対応を行っております。

ヒグマは、エゾシカとは異なり、人とのあつれきの多くは、学習によってごみや農作物などに執着した、いわゆる問題個体に起因するものであり、個体数を減らしても問題個体を排除しない限り、あつれきは存続するため、問題個体を特定して排除することで、総個体数を維持しつつ、あつれきの抑制を図ることができると考えられています。

このことから、「人を恐れず、人家付近などに頻繁に出没する個体」、「農作物に被害を与えるなど人間活動に実害を及ぼす個体」、「人に積極的につきまとう個体」など、問題個体については、的確な捕獲に努めているところであります。

3点目の「学校教育について」と4点目の「少年団活動について」は教育長から答弁があります。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、3「学校教育について」お答えします。

(1) 厚岸っ子の全国学力テストについて、ア「本町の小中学校の結果について、具体的な説明を求めます」についてであります。今年度の調査対象は、小学校3校の6年生77名と中学校3校の3年生70名で実施し、調査内容は小中学校ともに国語と算数・数学、中学校のみ英語に関する調査を行っております。

学力調査の数値結果は、調査対象となる各校の児童生徒において、個人特定が可能となる状況が生じるため、町内平均値として説明させていただきます。

今年度の調査結果は、小中学校全ての調査教科において全国平均を下回っていました。結果の概要としては、小学校国語の正答率は全国平均からマイナス1.8%、中学校ではマイナス3.8%、算数・数学は、小学校で全国平均からマイナス7.6%、中学校ではマイナス10.8%、中学校英語は、総合的な正答率は全国平均からマイナス2%でありました。

小学校は、これまで見られた学力の二極化が解消されつつある状況となっておりますが、中学校では、個人差が拡大する傾向にあります。学校では、この状況への対処として、従来から行っている少人数指導や通級指導において、児童生徒の理解状況に応じた授業改善を進めているところであります。

次に、イの「調査の結果、自己肯定感の高い子は正答率も高い傾向がわかりましたが、要因についてと自己肯定感を高めるために具体的にどうされますか」についてであります。

本調査では、各教科の調査とともに学習に関する状況調査を行っています。この中に、「自分にはよいところがあると思いますか」という自己肯定感に関する質問があり、肯定的に回答した生徒は、昨年度の63%に対し、今年度は74%になりました。回答と学力調査の正当の相関において、自己肯定感の高い生徒は学力調査の正答率が高い傾向にあり、過去数年間において自己肯定感を低く評価する傾向が続いていましたが、継続的に取り組んでいる生徒指導や生徒理解にかかわる教職員間の情報共有が、今回の結果に影響したと考えております。具体的には、生徒会活動で生徒が企画・運営をする行事を取り入れたり、授業中や学校生活全般において生徒の言動に教師が肯定的な評価や言葉かけをする等の取り組みを継続してまいります。

続きまして、(2)「児童生徒用タブレット導入について、新年度ではどのようになりますか」についてお答えします。

「新学習指導要領」では、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記され、可動式のコンピュータ端末の導入を始め、積極的なICT活用が想定されています。さらに、国は2018年度から2022年度の5カ年にわたって「教育のICT化に向けた環境整備の方針」を打ち出し、学校における無線LAN等の100%整備や学習者用コンピュータの導入などが明記されています。

教育委員会としては、児童生徒の学習機会の格差を生じさせないためにも、タブレット端末の導入と無線LAN環境の整備を新年度において実施する予定であります。

次に、4少年団活動について、(1)野球、サッカー、ミニバスケットなどの少年団活動をしている児童生徒数が減少しています。その要因の一つに練習場所への送迎ができない家庭が多く、断念しているとの声があります。まちのスポーツ振興面から何らかの支援はできませんか、のご質問にお答えいたします。

現在、スポーツ少年団は、野球、サッカー、ミニバスケットボール男子・女子、バドミントン、柔道、空手、少林寺、陸上の9団体118名が登録されております。

9団体中、放課後の午後4時ごろに練習を行っている野球、サッカー、ミニバスケットボール男子・女子の少年団は、厚岸小学校と真龍小学校等の合同チームで結成されて

おりますが、普段の練習は真龍小学校やB & G海洋センター等で行っているため、厚岸小学校の児童が放課後や休日の練習に参加するためには、保護者の送迎が必要になります。

しかし、保護者が仕事等により送迎ができない児童は、少年団へ加入することが難しいことから、少年団の児童数が減少している状況にあります。

これを改善するため、新年度から児童が放課後や休日の練習に参加できるよう、厚岸小学校から練習場所の真龍小学校やB & G海洋センターまでをバスで送迎する検討を行っており、送迎を行うことで安心して少年団へ加入できる環境が整い、まちのスポーツ振興が図られると考えております。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 まず、町立厚岸病院についてお尋ねをさせていただきます。

国の骨太の方針、経済財政運営と改革の基本方針2019、先ほどの答弁にありました。厚労省が町立厚岸病院は診療実績が特に少ない病院として公表されたと私は理解をさせていただきました。よろしいでしょうか。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） お答えさせていただきます。

今回、厚生労働省が再編・統合の議論が必要と言った部分の中で、診療実施が特に少ない病院としてうちの病院が公表されたということになってございますけれども、まずそのターゲットというか、その再検証が必要となるということのまず考え方として、国では、その病院が公的、公立病院ですけれども、そのもっている医療機能が、うちの病院では3階に一般病棟をもっておりますけれども、その病棟の機能が高度急性期なのか、急性期なのかという、この二つが対象になっております。町立厚岸病院は急性期ということで届け出を出しておりますので、これに該当するということになります。

その中で、診療実績が特に少ないということですが、これにつきましては、その項目ががん、心疾患、脳卒中、救急小児、周産期、災害、僻地、研修派遣機能、この九つが対象となっておりまして、その評価基準ですけれども、例えばがんでありますと、放射線治療をやっているか、やっていないか。その実績があるか、ないか。ですとか、あと脳卒中であれば血栓除去術等の脳血管内施術をやっているか、やっていないかという、こういった診療の内容でもって判断されているということです。うちの当院では、こういった診療がやっておりませんので、診療実績がないと判断されたというふうになってございます。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 診療実績がないわけというのですか、そういうものもあって、今回そういう判断をされたということだと理解をさせていただいているのですけれども、国が新たな

政策として、支援をしていくために、ある程度病院を絞り込んでいくということだと捉えたのですけれども、そういう部分も含めて、町立病院として、今回の、特に少ない病院と判断されたという内容について、もう少し詳しく説明をしてください。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 私、先ほども若干触れましたけれども、先ほど言った九つの診療の内容が、実際にうちの、町立厚岸病院で実際にやったかどうかというのが、国の、今回厚生労働省が診療実績をもとにやったというのが2017年度という、平成29年度の実績でもって判断していると、平成29年度、2017年度になります。このデータをもとに診療実績があったか、ないか、少なかったかどうかというのを判断しているということになります。

先ほど言った九つの療域、それぞれありますけれども、町立厚岸病院では、先ほどの言いましたけれども、がんであったり、心疾患、脳卒中だったり、そういった項目が、うちの病院の規模、内容からすると、そういう実績がないものだけで全部判断されてしまったということなので、そういう結果になったとなってございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 判断された基準については理解をさせていただきます。当然、町長の1回目の答弁でもあったのですけれども、町立病院の存続については、しっかりやっていただけるものと理解をしております。

その上でお尋ねをさせていただくのですが、平成30年度、町立厚岸病院の収支補填額は、先ほどの答弁でもありました。総体額で、決算時点で5億8,543万3,000円の繰り入れをしております。そのうち、不採算部分への繰入額は、小児医療経費補助、それから不採算地区病院運営費補助、さらには制度改正による不良債務補填額、この三つの合計が2億481万4,000円であります。この全く同じ数字が町報あつけし、町立病院、これからも診療体制を維持し、地域医療と福祉を支えますということで掲載がありました。それぞれ、私の試算をした調べたものと全く同じでありまして、2億481万4,000円、この部分が不採算の部分に対して、一般会計から補助をしているということによろしいでしょうか。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 今、議員おっしゃった内容については、そのとおりでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 まず、今の数字だけ入っている。そうすると、これからも人口の減少とかい

ろいろな問題があって、運営というのは老健というのですか、も含めて、取り組んで頑張っていることは、先生方も含めて、病院の皆さん、頑張っているのですけれども、将来はやはり、このままでは厳しいものがあるのかなと考えます。

やはり、1回目の答弁でもありました。収支の改善に向けて、あらゆる知恵を絞っていただいて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 今後の対応となりますけれども、基本的に病院の運営にしましては、やはり基本となるものは、適切な診療報酬の対応も含めて、何と言っても、やはり医師をはじめとする医療従事者の確保というのが、やはり必要となります。こういったものが経営状況に与える影響が大きいのです。この部分をまず確保していくというのが、まず必要になるかと思えます。

その中で、やはり1番重要になってくるのは、常勤医師を確保するというのが、非常に病院の経営にとっては、非常に重要となってきます。なので、この常勤医師の確保のために、日々、私どもいろいろ努力させていただいておりますけれども、この部分を確保した上で、なおかつその中で不足する部分が必ず出てきますので、そうすると、その不足する部分はどう補うのかといいますと、やはり出張医の医師による対応をしなければならぬということになります。

安定した病院の経営を考えていくと、この出張医師の対応のほうも含めて医師を確保するというのは非常に難しい、今現状となっておりますので、ここを何とか的確に対応していきたいというものと、あとあわせて薬剤師であったり、看護師であったり、こういった部分というのは、病院の経営にとっては直轄する、要は診療報酬適切にやっていくですとか、病院の病棟の運営も含めてやるためには必要な部分でございますので、この辺を的確にちゃんと把握、確保していっていきたくて考えていますので、これらについて、まずやっていった上で、なおかつその中で、先ほど議員のほうからも、いろいろ不採算のことで言われておりますけれども、基本的には24時間の救急医療体制を確保するというのは、これは不採算の部分の第1元の要因にもなります。なので、この対応も必要となりますけれども、その中でも、やはり医療従事者の確保というのが必要となりますので、そういったことも含めながら、不採算ではあっても確保していつて対応していきたいと考えております。それが、うちの今の町立病院に課せられた使命だというふうに、私は認識しております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 厚岸の町立病院の役割というのですか、地域の浜中を含めた核としての病院の使命、救急病院の使命、これらを含めて、町立病院の皆さんに頑張っていただきたいなと思えます。

その上で改めてお伺いをさせていただきます。町立厚岸病院が必要であることは、町民の誰もが理解をし、誰もが存続を望んでいると思います。改めて町長に伺います。存

続に向けた町長の決意と、具体的な対応についてお尋ねをいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

町立病院の役割については、先程来から答弁をいたしておりであります。今回の厚生労働省の公表については、これはもう厚岸町立病院のみならず、対象となった424、全国では、施設が対象になっているわけでありましてけれども、どの施設も賛成というところはありません。特に北海道におきましては、111ある施設のうち55施設が対象となったところでございます。

この点につきましては、先ほど南谷議員から質問があったとおり、車で約20分という条件付きの問題も出てきておるわけでありまして。北海道では、次の施設へ行く時間、ご案内のとおり、当地域、3施設対象になったわけでありましてけれども、それぞれ1時間以上かかるような関係にあるわけでございます。そういう意味において地域医療というのは極めて重要な役割を果たすわけでございます。

そういう意味において、私は町立病院は絶対守ってまいりたい、そういう気持ちは変わらないわけございまして、地域住民の命と健康を守る大事な厚岸の町立病院であります。日々の暮らしの中において、安心した生活を送るためには、病院はなくてはならない機関であるわけでございます。

どうか、そういう面をご理解いただき、私だけでなく、やはり議員さんの方々も、町民上げて、町立病院の必要性、重要性というものを認識いただき、この問題については解決していかなければならない、そのように考えておるわけでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 ヒグマ対策についてお尋ねをします。第3回定例会で大野議員は一般質問でヒグマによる家畜被害対策、人の安全も含めて提言がありました。町長のほうからは、しっかり迅速に取り組んでいきたいという力強い答弁があったところでございます。

私は所管であります環境林務課は、課長を筆頭に、連絡があれば、熊の囲い罠を設置するなど、一生懸命取り組んでおられると理解をしております。しかしながら、なかなか罠を張っても、熊のほうは1枚上なのかなという実態にあるのかなというふうに理解をしております。

熊の捕獲につきましては、自然保護の観点から、熊との共存・共生を唱える方も多くおられます。自然と一体に、熊と一緒にという方々もおられます。しかしながら、ただいまの答弁ありました。今年4月から77件の熊の目撃情報が町には来ております。そのうち、筑紫恋、床潭、末広地区からの通報は、今年何件あったのでしょうか。各々。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

今年の床潭、筑紫恋、末広地区での出没情報ではありますけれども、床潭地区では、床潭沼周辺で2件、道道床潭筑紫恋線で3件の合計5件。筑紫恋地区では、愛冠キャンプ場裏山で3件、末広地区では、道道別海厚岸線から末広へ向かう町道で3件、末広市街地で3件の合計6件、3地区をあわせると、合計で14件の出没情報がございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 私も熊の情報が末広であったということで、末広の方に聞きに行きました。私の聞き取り情報でございますが、まず7月の上旬、末広の入り口の避難所付近で2メートルから2メートル50くらいの熊を目撃。11月初旬、公民館近くの土手で親子連れの熊を発見。11月5日午後2時ごろ、女性が末広からこっちのほうに戻ってくるのに、公民館の反対側というのですか、ダムがあるのですけれども、ダム付近で親子連れを目撃。11月8日朝6時ごろ、末広地区で拾い昆布のため、波打ち際に行ったところ、砂浜に親子連れの2頭の足跡を発見。さらには、11月11日、筑紫恋キャンプ場周辺で2頭を目撃。1頭は2メートルくらいあったということで、これは末広の方々、二、三人の方に伺ったのですけれども、ほとんど末広の人が筑紫恋のほうに用事があって行ったときにも見ました、こんな話でございます。

末広の方にお話しをそのときに伺ってまいりました。熊の出没、熊が出たと通報をすると、看板は町は立ててくれるのだけれども、私たちにとって看板立てられても何の役にも立たないのだと。熊は看板立てても必ず来ますよねと、こんな話なのです。非常に興奮をしておりました。

また、あるお母さんは、以前は末広では平和なところなので、鍵をかけて寝ることはなかったそうなのです。ですけれども、夜、熊が末広の砂浜を徘徊したり、この地区にいるようでは、寝てるときに危ないから、鍵をかけて寝るようになった。生ごみも外には出さないように気をつけている。非常に、今までと違った状況にある。非常に怖いのですという声を出されておりました。

つい最近です。今月6日、南魚沼市、診療所の倉庫で2頭の小熊と親熊が冬眠。このニュースがテレビを、私もびっくりいたしました。倉庫で、診療所の倉庫で熊が冬眠している。

以前は、こんなに近く、人の近くに熊が徘徊をしていませんでした。私の子どもころからでも、厚岸には熊の話はありましたけれども、今日ほど熊の情報というのは少なかったし、そのときよりも、もっともっと我々の近くに熊が出没しております。このような実態を踏まえて、問題のある熊は迅速な捕獲に努めるなど、しっかりとした対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えいたします。

湖南地区の道有林ですけれども、あそこはヒグマの生息地でございます。このことから、床潭、筑紫恋、末広地区においては、ヒグマが出没しやすい環境ではあります。こ

れまでは人を見ても逃げない、そこに居着くなどの問題行動のある熊は確認されておりませんが、今後、家庭の生ごみ等を食べてしまうと、そこに居着いてしまう熊が現れるというようなことも懸念があります。

町といたしましては、ヒグマが市街地に出没したときには、ヒグマ駆除員を出動させ、巡回を行い、ヒグマがいた場合には捕獲をできる体制をとっておりますけれども、なかなかヒグマを発見できることはほとんどなく、巡回のみで終わってしまっているのが事実でございます。このことから、出没情報につきましては、できるだけ早く住民に周知をしまして、安全対策をとっていただくお願いをしているところでございます。

今後も、住民の安全を第一に考えた対策を行っていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 学校教育についてお尋ねをさせていただきます。先ほどの答弁で、学力テストの結果、全国、全道と比較いたしまして、若干差はあるのですが、私は以前よりもレベルアップしてきているのかなという認識をしております。このレベルアップしてきた、子どもたちの学力が上がってきた、向上してきた要因の一つとして、私は各小学校の取り組みが功を奏し、そのことが起因して子どもたちがどんどん、当然小学校から成長して中学校へ行くわけですから、当然中学校のほうもレベルが上がってきているのかなと理解をしているのですが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 指導室長。

●教委指導室長（山田室長） まず、今回調査の対象となっている小学校 6 年生ですが、この 5 年間ほどの状況推移をデータとしてもっておりまして、この中において、小学校の学力は向上してきているということを読みとっております。特に、国語、国語の理解力です。こちらのほうは向上見られる。現在、学校では読書活動の時間を確保できるように時間割編成を工夫しております。そういう部分において、真龍小学校と厚岸小学校には学校司書を導入させていただいております。この辺りのかかわりも大きいのかなと考えております。

一方、算数です。算数は確かに全国平均から見ると、マイナスのポイント数が大きかったわけですが、こちらのほうは道教委の指導方法工夫加配制度、これらを利用して、授業改善を学校では進めております。一人一人の児童の状況に細かく対応をしていくという取り組みを進めています。

いずれにしても、小学校での成果は確実に上がってきておりますので、時間はかかってしまうのですが、中学校につながっていくということを期待しているところであります。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

- 南谷議員 学校教育、小学校、中学校と9年間あるわけですから、そのことが小学校のまず生徒がしっかり頑張ってくれることが、将来の中学校にやがてつながっていくのかなという意味では、これからも小学校の先生や学校の皆さんに頑張っていただきたいなと思います。

その上でお尋ねをさせていただくのですけれども、先生たちが本当に日々、その子どもたちのために、学力テスト向上のためというわけではないのですけれども、子どもたちの学力向上のために頑張っている。そのことは、本当に私もよく理解をしておるつもりでございます。厚岸の子どもたちがたくましく生き抜く力。なんか、私は少しおとなしいのかな。もう少し、たくましてもいいのではないかなと。強く、これからの時代、生き抜いていただきたいな。そんな力も養っていただきたいな。そして、学力の向上に努めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（堀議員） 指導室長。

- 教委指導室長（山田室長） 今回、10月号の広報誌で、中学校の自己肯定感と学力の相関関係、こちらのほうをお示しさせていただいたところでした。

この取り組みをしているに当たって、一つ参考になる例を、今学校で行われていることを紹介させていただきたいと思います。真龍中学校です。真龍中学校、この3年間、誰一人置いてきぼりにしないという取り組みを教師と生徒が共通での考えをもって進めているところがあります。そんな中に、真龍中学校の体育大会が春に行われているわけですが、この体育大会の中で1,500メートル走という持久走があるわけです。長距離走することを苦手としている生徒も中にはいます。早くにゴールしてしまった生徒から比べると、グラウンドで2周くらい差がついています。そういう生徒がいるのですが、先にもうゴールをしてしまった生徒たちが、本来ならば休んでいるのですけれども、そういうクラスメイトが集まって、頑張れ、もう少しだと伴走するのです。こういうような姿が、今真龍中学校の中には見られます。

自己肯定感を高めていくという部分は、学習授業だけでは培われないもので、普段の校内生活の中もとおして、学校の先生がた、そして生徒間同士で、それぞれ意識をもって取り進めているところがあるということで、ご理解いただければと思います。

なお、小学校、中学校、議員がおっしゃられたように、9年間の学び、育ちという観点で、厚岸町内の公立小中学校の先生方は、今、子どもたちの見とりを進めていただいているというところであります。

- 議長（堀議員） 5番、南谷議員。

- 南谷議員 タブレット導入についてお尋ねをさせていただきます。大変、前向きな回答をいただきました。11月5日、政府は経済対策の一環として、教育のIT化、2023年までに小中学校で一人1台のパソコン導入を閣議決定されました。ところが、翌日のマスコミでは、半分が自治体負担と、こういうニュースもありました。その辺はつきりないので、この辺の動向についてまずお尋ねをさせていただきたいと思います。財源がど

うなっていくのか、まだ今の時点では分からないかもしれませんが、私は先の答弁で、新年度に向けて、導入に向けて検討すると理解をさせていただいたのですけれども、その後、ただいまのようなニュースが入ってきたものですから、国からの補助も含めてどうなるのかなと、非常に興味をもっておりました。

もう1点、この導入によって対応される先生たちです。人材、先生たちのレベルといったら失礼ですが能力、この辺についても大丈夫なのかな。それから、人数的にしっかり取り組んでいけるのかどうなのか。この辺についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） タブレット導入についてお答えさせていただきます。

12月5日に政府が発表しました経済対策によりますと、その内容については、まだ国または道から通知も来ていない。また道教委に確認したところ、情報は入っていないということです。新聞報道等の情報に基づいて、参考に答弁させていただきます。

教育のIT化の促進で2023年度までに小中学校で一人に1台の可動式パソコンをさせるようにする。また、教室の高速大容量のネット環境を構築する。予算については、2019年度補正予算と2020年度当初予算を15カ月予算として対策の費用に充てるとなっております。補助メニュー、補助率等、詳細の内容が分かり次第、この復興経済対策予算を活用しながら、この事業を進めていきたいと考えているところでございます。

また、教員の能力と人員についてであります。既に厚岸町内、太田小学校、太田中学校ではタブレットを導入して授業展開をしております。それ以外の沿岸4校につきましても、教員のタブレットを活用した授業展開もしているところがあります。これら、導入するときには、専門業者による講習会の開催や、サポート体制も万全にしていきたいと思っております。さらに、文部科学省の授業では、希望する自治体にICT活用教育アドバイザーを派遣する事業も行います。これらも活用しながら対応していきたいと考えているところで、ご理解願います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。

少年団活動についてでございます。大変力強い答弁をいただきました。私も中学、高校とバレーボールで部活をさせていただきました。そのころは体育館でできたのです。多くの児童生徒も自分の学校の体育館、グラウンドで活動ができました。ところが、今日、一つの学校ではなかなか選手が集まらない実態にあります。

桜通り、小さい子が野球のユニホームを着て、一生懸命走っているのです。大変元気がいいのです。こんな小さいのに、おはようございますとか。こんばんわとかって、言うのです。本当にスポーツマンらしいな、厚岸の将来明るいな、そんな期待をもたせてくれるスポーツをやる子どもたち。

そんな元気な子どもたちが、やはり今日共稼ぎとか、親御さんの事情で、特に湖南地区の児童生徒は学校が終わっても、なかなか、おじいちゃん、おばあちゃんと同居して

いる人は、そういう人はいるのだけれども、実際にお父さんもお母さんも働いている人は、残念ながら部活はできない実態にある。そういう意味では、何とか送り、帰りまでもはどうなのかというのは、その辺、それぞれの団体、いろいろなスポーツの団体、どれもこれもとはいかないかもしれないですけども、一つでも多く、一人でも多くの厚岸の子どもたちがスポーツに参画をし、スポーツを通して体を鍛えて、健全でたくましい精神を養っていただきたいな。

そのためにも、しっかりと対応していただける、送りを、送迎するような体制をやっていく上で、それぞれわがままはあると思うのですけれども、しっかりと連絡を取り合って、保護者の皆さんと協力しあって、少しでも、一人の子どもでも参画できるように頑張っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） スポーツ課長。

●教委スポーツ課長（高橋課長） 少年団活動につきまして、今現状で少年団は相当団員が減少しておりまして、その最大の支援というのが、教育長からの答弁もありましたバスでの送迎を考えております。これにつきましては、4月から実際にバスを稼働し、行うよう検討しておりますが、その前に少年団の保護者あるいは指導者との打ち合わせを行いながら、なるべく少年団が通いやすい環境をつくりたいと思いますが、限られたバス、時間となりますので、まず年内には保護者に一度、この話を下ろし、1月、2月中には来年度における具体的な方策を示したいと考えております。

（「よろしいです」の声あり）

●議長（堀議員） よろしいですか。以上で、5番、南谷議員の一般質問を終わります。
休憩いたします。
再開は3時10分といたします。

午後2時39分休憩

午後3時10分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。
次に、7番、杉田議員の一般質問を行います。
7番、杉田議員。

●杉田議員 第4回定例会に当たりまして、質問通告書のとおり質問させていただきます。
2件について質問させていただきます。

はじめに、サンマ漁獲量の急激な落ち込みによる町内産業による現状と町の対応についてお伺いいたします。

（1）今シーズンのサンマの漁獲量の落ち込みは、近年の不漁と同様なものではなく、

水揚げ量・額ともに昨年の半分以上の数値となっており、漁業をはじめ関連業界へも影響が及ぶものと考えます。国際的にはサンマの漁獲枠導入が関係国の間で合意され、資源回復に向けた取り組みが始まっておりますが、町内における現状と課題について伺いたいと思います。

アといたしまして、漁獲量の落ち込みの原因について、どのように認識しておりますか。

イ、町内の漁業・加工業・流通など各業界における現状をどのように把握していますか。分析していますか。

ウ、サンマの漁獲量の落ち込みに対し、どのような対応を考えていますか。

次に2番、仮称「厚岸町民カレッジ（道民カレッジ厚岸版）」でございますが、実施についてお尋ねいたします。

まちづくりや社会づくりの分野においても、円滑な担い手委の育成・継承が求められます。北海道で実施している「道民カレッジ」は北海道知事を学長とし、「自らの意思によって学び、自立した北海道の創造に寄与する人材の育成」を目的として、道の事業及び各自治体で実施される事業などを対象に、参加・受講することによって一定に単位に達すると称号を授与されるなどにより、住民の地域学習に対する意欲向上に寄与していると考えます。厚岸町においても人口が減少する中、一人でも多くの町民がまちづくりや社会活動への参画、あるいは関心を維持することが欠かせないと思います。意識の向上、学習意欲の向上の一助として、仮称「厚岸町民カレッジ」の実施について町の考えをお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、杉田議員のご質問にお答えいたします。

1点目のサンマ漁獲量の急激な落ち込みによる町内産業の現状と町の対応についてうち、アの「漁獲量の落ち込みの原因についてどのように認識しているか」についてありますが、漁獲量の落ち込みの原因については諸説ありますが、海洋環境の変化や10年から20年の周期で魚種の資源量が変わる「魚種交替」、公海における外国漁船の無秩序な漁獲などが影響していると言われており、はっきりとした原因は分かっていませんが、これらが複合的にかかわっているのではないかと考えております。

次に、イの「町内の漁業・加工業・流通など各業界における現状をどのように把握し、分析しているか」についてありますが、町では、水産関係団体で組織する厚岸町水産業対策協議会の中で、10月と12月にそれぞれの業界における現状について意見交換を行い、情報共有した上で、将来に向けた検討を行ったところであります。

いずれの業界も、サンマの漁獲量が落ち込んだことによって影響が及んでおり、その内容は、漁業においては水揚げ金額の減少、水産加工業では原魚の確保、運輸業では輸送量の減少、石油業では燃料消費の落ち込みなど多岐にわたっており、今後、サンマの不漁が続いた場合、当面は近年水揚げが増加しているイワシを取り扱ってサンマの不足分を補っていくことで意見が一致したところであります。

また、新たな加工原料とする魚種を模索するため、養殖事業への取り組みについても意見を交わしましたが、養殖はサンマやイワシを沖合から漁獲してくるのとは違い、施設の整備や管理、給餌等に必要な人件費、ランニングコスト等を考慮した場合、養殖魚の出荷単価が加工原料として扱える価格には収まらないとの想定から、今の段階では新たに希望する魚種は出されなかったところであります。

このため、当面はサンマ資源の回復を願いつつも、不足分については巻き網漁船の誘致を進めてイワシを取り扱うこととし、引き続き養殖事業について検討していく必要があると考えております。

次に、ウの「サンマの漁獲量の落ち込みに対し、どのような対応を考えているか」についてであります。今年のサンマの不漁について、現段階では国や道、金融機関等において、相談窓口の設置や漁業近代化資金の償還猶予措置等がありますが、それ以外の対策は打ち出されておられません。

厚岸町においては、漁業近代化資金の償還猶予措置に伴う利子補給について対応することとしておりますが、厚岸町水産業対策協議会で話しあった意向を重視し、厚岸漁業協同組合と連携してイワシ巻き網漁船の誘致を進めつつ、今後の動静を見極めながら必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

2点目の「仮称厚岸町民カレッジの実施について」は、教育長から答弁があります。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、2の「仮称厚岸町道民カレッジ（道民カレッジ厚岸版）の実施について」にお答えいたします。

道民カレッジは、「学びたいという意志」を唯一の入学資格とする、北海道教育委員会が主催する生涯学習の学園で、いつでも、誰でも入学することができます。講座は、「ほっかいどう学科」「教養学科」「ジュニア学科」の3学科があり、学科ごとに北海道の歴史や地域学を学ぶコースや、健康やスポーツをテーマにしたコースなど、自らが学びたい講座を選び、学んだ成果を地域などに生かすことが期待されているもので、単位取得により修士や博士の称号が認定され、受講者にとって受講意欲が得られやすい有効な手段の一つであると認識しております。

「元気なまち厚岸町」を目指すためには、町民一人一人がまちづくりや社会活動へ参画し、町民と行政が一体となつてともに作り上げていく姿が求められており、その上で「ひとづくり」が重要な課題であると考えております。

これからの時代に教育委員会が担う役割は、家庭教育、学校教育及び社会教育における学びや体験を通じて、豊かな人間性を育める環境づくりを実践していくことが求められており、「ひとづくり」は、ふるさと厚岸への誇りや愛着など、地域への関心や理解を深める機会や地域リーダー養成など、人材育成にかかわる学びが重要であると考えております。

これまで、教育委員会では町民の多様な需要に応えられるよう、趣味講座や英会話教室、生涯学習講演会など、キャリアアップや教養講座等を中心に実施してきておりますが、今後においても、多種多様な講座等の実施と、さらなる情報発信を行いながら、必

要な学習機会の提供と、その奨励を行い、町民が気軽に学べる魅力的な講座等の開催を検討するとともに、町民の意識の向上、学習意欲の向上に寄与できるような、生涯学習事業を実施してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 7 番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

はじめにサンマ漁の話ですけれども、今シーズンの漁獲量の落ち込みといいますのは、一部新聞の表現によりますと凶漁という表現をされております。私も同感であります。吉凶の凶ですね。凶漁という表現をされております。私も同感であります。不漁である 1 番、近年でいいますと 2017 年が最低だったという数字の半分、最新のあれでいいますと 60% から 70% の水揚げ量であるということでございます。お隣り浜中町さんでは 30% 代という、非常事態といって過言でないと思います。

また、商業、何と言いますか、水産業でありますけれども、自然を相手としているという意味では、私はこれ災害という表現をしてもいいのではないかと、過言ではないかというような非常事態であると認識しております。また、規模的には、やはりサンマの水揚げが少ないと、全町に、関連業界に影響を及ぼすという意味では、全町に影響があるという事態であると思います。

幸い、後半、若干の水揚げの回復ですとか、あるいは場合によっては保険とかで影響は最小限に抑えられてはいるかと思うのですけれども、来シーズン以降、やはりちょっと今シーズン調子悪かったから、来シーズン出漁やめようかといったようなことがないような支援の対策、対応の聞き取り調査というものを行っていただいていると思うのですけれども、水産対策協議会の中で、全体での話ですので、なかなか各個別にこういったことをお願いしたいということは言いづらい場面でもあるかと思うのです。逆に言うと。ですから、個別の相談ですとか、申し出があった場合に、水産農政課でも対応できる可能な限りで対応していただきたいと、まず思います。1 点。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） サンマの水揚げの件についてお答えをさせていただきます。

確かに昨年と比較しまして、数量でいきますと 62% ということで、金額においても 50% 程度と、最終的に後半は、議員おっしゃるとおり水揚げがまとまって出たものの、最終的には昨年の大きく下回る残念な結果になったところであります。

水産業対策協議会の中で、今なかなか発言がというお話しがありましたが、この場合は、実は今まではそういう場を設けたことはなかったのですけれども、今回の非常事態を受けまして、それぞれの思いをざっくばらんにお話ししていただきたいということもございますして、例えば、それぞれの団体の中で、加工屋さんの中では、例えばサンマを扱っている部会の中の意見を集約してお集まりいただいたということもありましたので、ある程度、こちらのほうでも、そういう何かあるのかなという思いではおりましたが、実際の意見というのは、先ほど 1 回目の答弁にございましたとおり、沖から持ってくるイ

ワシ、1番いいのは、この地域はサンマだから、この水産業が発展しているのだという思いは皆さんおもちでありますので、レジームシフトと呼ばれる先ほどの魚種交替、気候の大きな変動というものに使われる言葉だそうでもありますけれども、こういうものが周期的にあることを考えれば、ほかの皆さんも将来のサンマに対する、ここ数年というのは見通しが余りという思いがあるようですけれども、将来に向けてまたということも頭の片隅にはあるのかなと、私感じました。

なぜかという、新しい養殖に向けて何かないでしょうかというご意見を募ったときに、やはり今持っているサンマの機械、それと近年であればロシア対策で入れたイワシの機械、これらを活用して、何とかこの厚岸地域の漁獲をもって加工なり、関連産業が成り立つというような感覚をおもちなのだなと感じました。

ただ、今後の支援といたしましては、機会があれば、またこのような情報交換の場をもちつつ、やはり同時に、とはいえ、新たな魚種の選定についても、当然考えていかなければならない、喫緊の課題として、地域でも捉えておりますし、近年、北海道のほうから、実はこの道東地域の沖合の不漁を受けまして、道東地域の不漁対策として道東対策、いわゆる道東対策と呼ばれておりますけれども、この道東地域において、今後の、今の厚岸町のような状態のところをどのような形にすれば永続的に漁業続けられるか、水産業を発展させていけるか、そういう部分がございますので、支援といいますか、そういうものを関係機関とまた意見を交わしながら、何とか地域の存続に向けた、そういう対策に向けて声を聞きとって、北海道とか関係機関と協力して進めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。話を逆にまとめていただいたような感じでありがとうございます。

ちなみに、参考までになのですが、お伺い、教えていただきたいのですが、魚種交替のその魚種、何十年かおきに魚種交替あるかと思うのですが、その魚種交替の魚種というのはどういったものが、例えばイワシなのかサンマ、鯖でしょうか。ちょっと教えていただければ。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 答えいたします。

魚種交替、厚岸町におきましては、特にイワシとサンマ。過去におきまして、昭和の後半から平成の頭ころにかけまして、イワシが大量に捕れております。その後、サンマに替わってイワシが捕れなくなったということで、基本的にはイワシと鯖が同時に捕れるということと、それに対してサンマというのが魚種交替の対象魚というふうに考えております。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

今、支援の関係でお伺いいたしましたけれども、各船主さんにとっては、経営面といったものも、もちろん苦慮されておるところかと思います。そういった意味で、税制面というのですか、経営面、納税の面で、もしご相談があれば対応をお願いしたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。税財政課長にお伺いしたいのですけれども。

●議長（堀議員） 税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） 今般の不漁におきましては、当然心配されるところ、船主の方ですとか乗組員の方の所得の減少というのが懸念されるところでございます。そういった場合には、納税の相談に来られた場合には、そういった状況もお聞きしながら、その状況にあった相談対応というのをさせてもらいたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

この1番について最後ですけれども、今後、9月にはこのサンマ漁、当町ではありませんけれども、8名の方が死亡、行方不明となる事故も発生してしまっております。しけの中、やむを得ず出漁されたのであらうと察しますし、大変痛ましい事故でございますが、決して、皆さん同感されていると思うのですが人ごとではない話だと思います。

できれば将来的に、厚岸町におきましても、公海遠洋に出漁しなくても漁業を成り立たせていけるような、できれば近海、ご答弁の中にもいただいているのですけれども、近海沿岸の中での漁獲を水揚げを、揚げられるような魚種の養殖といいますか、水揚げのなるような、主力となれるような、あるいは選択肢の一つとなるような研究・調査といったものも、ぜひ水産農政課で調査・研究いただければと思うのですが。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 今、沖合に出て行くサンマ漁船の方のお話しかと思います。実は、答弁の中ではまだ話しておりませんでした。イワシ漁業については、サンマ棒受け網漁船の中で、実は北海道のほうとしましても、イワシの棒受け網の許可を実は用意しておりまして、今後、厚岸漁業協同組合としましても、要はサンマよりも近いところで捕れるイワシをサンマ棒受け網に転換することも視野に入れながら、ただ、現段階でまだ制度と、許可上の中で、まだそれに着手していない方が多いものですから、それに着業しやすいような許可制度の形をとってもらえないかということで、北海道のほうに現在申し入れをしていると伺っております。まずは、その船の存続に関しましては、イワシを代替魚種として、今後この水揚げをしていくような体制づくりに向けて、漁業協同組合と一緒に、北海道のほうにお話しをさせていただきたい。

それと、養殖という部分では、先ほどから申し上げている水産業対策協議会で具体的な魚種は出なかったとはいえ、やはり何らかの代わるものを模索することは当然のことです。ありますので、引き続き研究してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

大型船といえども、公海遠洋に出るということは大変大きなリスク背負うということです。ですので、よろしくお願いいたしますと思います。1番につきましては、よろしくお願いいたします。

2番の町民カレッジについてなのですが、私が申し上げているのは、大変シンプルに、道民カレッジの、ご存知ある方はもうすぐ分かっていると思うのですが、手帳みたいのをつくって、いろいろな講座ですとか説明会に出席を促すようなものをつくっていただければ、いかがという話です。簡単に言うと、ラジオ体操のカードみたいなものです。参加を促すという意味です。

特に生涯学習課において、大変多くの授業、一般向けの授業といったものを実施していただいて、私もたまに、全ての授業とはいいいませんが、たまに参加させていただいた中で、大変興味をもって、強い興味をおもちで参加されている方がいらっしゃいます。裏を返して言いますと、そのものに興味がなければ参加することがやはりないのかなと。興味があって、やはりその講座ですとか授業に参加されているということだと思います。

私が申し上げたいのは、興味がないけれども、ちょっと行ってみようかと。要するに単位がほしいから、ポイントがほしいから行ってみようかという意識でいいのです。そういったもので参加を促すということが、授業の参加人数の拡大につながるのではないのかなということでございます。

例えば、今、生涯学習だけの関係話をさせていただいているのですが、先ほど佐藤議員のお話の中で、例えば防災訓練とかのお話しとかありました。なかなか参加人数が減ってきてしまっている、あるいは固定化してきてしまっているという話がありました。生涯学習の関係だけでなく、町で実施している、例えば防災訓練、各種説明会ですとか、講座といったものを対象にさせていただければという考えです。

そういった中で、道民カレッジの中でいいますと、学士、修士、博士といったような称号を授与して、学習意欲、参加意識というものを高めていただいていると思うのですが、改めてどのようなお考えなのか。改めて済みません、課長のお言葉からいただければと思います。

●議長（堀議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（渡部課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

一応、私のほうから生涯学習の観点でお話しさせていただきますが、平成30年度に北海道が行いました生涯学習に関する住民意識調査という調査がございます。その中にお

いて、生涯学習というのは、議員おっしゃられたように、あらゆる講座ですとか、先ほど申されたような防災訓練、防災講演会も全て含めて生涯学習というふうに、我々は思っているわけですが、その中で生涯学習を1年間で行ったか、行わないかという問いに対しまして、これ全道的な数字なのですから、約70%が行ったという回答を得ております。

行ったうちの、こういった活動を行ったかという率ですが、例えば自治体が運営する公的な機関による講座や教室なんかに参加された方が約45%、そのほかに同好会などの自主的に行っているサークル活動というのが37%、そのほかにボランティア活動、そういったものが26%というような数字が出ております。

その一方で、生涯学習活動を行わなかった方に対して理由を問いているのですが、その中ではやはり仕事が忙しくて活動に参加できないであるとか、中には特に必要がないと感じられている方もいるようです。それが26%になります。それとあと切っ掛けが掴めないという回答も32%にのぼっております。

ここで、やはり注目すべきところは、仕事が忙しいということも当然なのですが、多くは切っ掛けが掴めないといった部分が、やはり大きな要因ではないのかなと考えておるところです。我々としましては、常に町民のニーズに応えられるような魅力ある講座や教室なんかは実施しておりますけれども、その中でやはり何が1番大事かといいますと、当然参加する人たち個人個人の一人一人の学習意欲、その辺がやはりもち続けることが参加を促す1番の要因ではないかなとは考えております。

そうした上で、議員おっしゃられたような道民カレッジの厚岸版といったような方法も切っ掛けづくりの一つであるとは考えております。今後、同じ形がとれるかどうか分かりませんが、そういったような町民一人一人の意識づけと、その切っ掛けづくりといったものを研究してまいりたいなと。研究した上で、こういった方法が適切かということ踏まえて、今後事業展開していきたいと考えております。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。全くそのとおりといいますか、おっしゃっていただいたとおり、課長のとおりです。

用意するというものといいますと、本当に先ほど申し上げたとおり、受けたよというカードみたいな、手帳みたいなものだけなのです。こういうのあったら絶対違うと思う提案なのですから。意識づけといいますか、それに関心がなくても、このポイントがほしいから行ってみようかという切っ掛けでいいと思うのです。

例えば、昨年、一昨年、私も手話の講座に参加させていただきましたけれども、もちろん切っ掛けがあって行った話なのですから、ただ単にとりあえず来てみたのですという方もいらっしゃいました。それに参加することによって、実際に使えるか、使えないかは別にして、そういった手話というものをスキルアップの一つとして参加してみたり、あるいは先ほど申し上げたように防災訓練ですとか、あるいは数年前にありました共聴組合の説明会ですとか、そういったものにも参加するという、ちょっと話が広がってしまうのですが、生涯学習とはちょっと違うのかもしれないけれども、町の

事業に理解を深めるという意味では、そういったものに参加した、私はこれに参加した、この事業に取り組んだといったものを意識づけといいますか、意欲を高めていただく一つの一助として、ぜひご検討いただきたいと思います。

ちょっと私の表現だと、今話を広げすぎてしまっているのですが、とりあえず生涯学習の面だけに関してでも進めていっていただいて、こういった効果があるのかというものを検証いただきながら、行く末には、将来的にはまちづくり全体に関して、町民の参画の意欲を高めていただけるようなものに進めていただければと思います。

まず、ぜひ生涯学習課のほうにおいて、生涯学習の面での町民カレッジというのですか、道民カレッジの厚岸版といったものを検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 教育委員会生涯学習の観点からお答えをさせていただきます。

今、課長のほうから答弁ありましたけれども、我々生涯学習の事業を進めていく上で、いかに多くの町民の皆さんが、自分が学びたいときに学びたいことを学べるか、そういう環境づくりをどう整えていくかというのは、我々の大きな役割だと認識しております。

切っ掛けづくりということでは、議員言われましたラジオ体操方式というのですか、それ確かに一つの手法だとは思いますが。私たち、参加するという入りの部分で、いろいろな努力、創意工夫をして、その入りの部分で皆さんをどう引きつけることができるかということも、もちろん考えなければいけませんし。それから、もう1点はやはり、行ってみた、おもしろくなかった、もう行かないでは済まされないわけで、いかにその持続可能な学びの場にしていけるか。つまり、中身の充実をどう図っていけるかということも含めて、入りの問題もありますし、持続可能なというものもありますし、より多くの町民の方の興味関心ということもありますし、さまざまな観点から、やはり今一度、今ご提案いただきましたので、今一度、それら含めて、どういう生涯学習の事業展開がこれからの時代に望ましいのかということは、ぜひ前向きに考えさせていただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

例えば、継続、持続可能なという意味でいいますと、例えば何らかの学士なり修士、博士の称号を得た時点で、例えば何らかのメリット、例えばパークゴルフの利用料がお安くなるとか、何かの使用料がお安くなるとか、もっと言うてしまうと税金が安くなるとかといったようなことも、それはまたなかなか難しいと思うのですけれども、そういったメリットがあれば、また少しでも小さなメリットでもあれば継続意欲というものも沸いていただけるのかなと思います。ぜひ、ご検討いただきたいと思います。答弁は結構でございます。終わります。

●議長（堀議員） よろしいですか。

以上で、杉田議員の一般質問を終わります。

次に、2番、石澤議員の一般質問を行います。

2番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って、質問いたします。

1、家族農業を守り育てる政策について。

日米貿易協定、日欧EPA、TPP11など日本の農業の存続を脅かす協定が次々に結ばれる中で、本町基幹産業の酪農経営を始めとして大きな危機が訪れています。

ア、政府は農業強化資金として、畜産クラスターなど膨大な予算を投じていますが、それは本町の酪農や経済を支えている中小規模の家族農業にまで及んでいません。家族農業が衰退、減少することは本町にとっても危機になると思います。町としてもこの現状について将来を見据えて打開しなければならないと考えますが、町長の考えを伺います。

イ、小規模な修理を含め牛舎等農業施設のリフォームに対する支援策を考えられませんか。

ウ、小規模経営から始められる新規就農制度の導入を考えられませんか。

エ、後継者対策として、親元あるいは親族の経営継承に対する町独自の支援制度を立ち上げることはできませんか。

次に、教職員の変形労働時間制についてです。

教職員の変形労働時間制は、1年間を単位として夏休みなどの働く時間を少なくし、平日の時間を長くできるという法案ですが、これでは教職員の過密労働、長時間労働が助長され、事態をより深刻なものにすると考えます。このような「働き方改革」を教育長はどう考えますか。

3、スマホやタブレット端末の使い方について。

新聞報道によると、ツイッターなど会員制交流サイト（SNS）を通じ、性犯罪などの被害に遭った道内の未成年者がことしは10月末で小学生5人を含む117人に上り、年別では過去最高になっています。子どもたちに対して、スマホやタブレット端末の使い方を教える情報モラル教室などの取り組みはどのように行っていますか。

以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の家族農業を守り育てる施策についてのうち、アの「政府は農業強化資金として、畜産クラスターなど膨大な予算を投じているが中小規模の家族農業にまで及んでいない。家族農業が衰退、減少することは本町にとっても危機であり、町としてもこの現状について将来を見据えて打開しなければならないと考えるが」についてであります。本町の酪農経営の多くは家族経営であり、地域を支える重要な存在と受けとめております。

また、畜産クラスター事業については、経営規模拡大を目指す農家への支援策であります。今般、農林水産省から日米貿易協定の国内対策として、中小・家族経営農家に対する支援の拡充方針が示されたことから、今後、実施に向けた取り組みが着実に進むことを期待しております。

次に、イの「小規模な修理を含め牛舎等農業施設リフォームに対する支援策を考えられないか」についてであります。鉏路太田農業協同組合では、組合員の多くが中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業を活用して、牛舎の改良や飼育環境の改善などを実施されていることから、現段階においては町独自のリフォームに対する支援は考えておりません。

次に、ウの「小規模経営から始められる新規就農制度の導入を考えられないか」についてであります。当町では、平成3年に新規就農者誘致条例を制定し、小規模経営から始められるよう導入牛を30頭からとしていることから、既に対応しているものと考えております。

次に、エの「後継者対策として、親元あるいは親族の経営継承に対する町独自の支援制度を立ち上げることはできないか」についてであります。後継者対策については、親元就農等を含め、支援の必要性について関係機関と議論を進めている段階であり、今後も引き続き、対象農家の把握や他地域の実効性の分析を行いながら、議論してまいりたいと考えております。

2点目の「教職員の変形労働時間制について」と、3点目の「スマホやタブレット端末の使い方について」は教育長から答弁があります。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、2「教職員の変形労働時間制について」と3「スマホやタブレット端末の使い方について」お答えします。

まず、2「教職員の変形労働時間制について」、(1)「教職員の変形労働時間制は、1年間を単位として夏休みなどの働く時間を少なくし、平日の時間を長くできるという法案ですが、これでは教職員の過密労働、長時間労働が助長され、事態をより深刻なものにすると考える。このような「働き方改革」を教育長はどう考えるか」についてであります。

ご承知のとおり、教員の業務は長時間化しており、勤務時間の実態は深刻な問題であることから、教員のこれまでの働き方を見直すことは、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにするためにも急務である課題と国は考えております。

このため、学校における働き方改革を推進するための方策の一つとして、12月4日、参議院本会議において教員の勤務時間を年単位で管理する「変形労働時間制」の導入を柱とする、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正案が可決、成立いたしました。

この「変形労働時間制」は、1カ月を超え1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、業務の繁閑に応じ労働時間を配分することにより、教員の時間外勤務時間を短縮しようとするものであります。

これまで修学旅行の引率業務などに限られていた時間外勤務の代替え措置を、日常の業務にも該当させるという点では評価できますが、「長く働いた分はどこかで勤務時間を短くしなさい」という、時間の帳尻あわせだけでは抜本的な働き方改革にはならないと考えます。文科省も、変形労働時間制は働き方改革を推進するための総合的な方策の一環と言っています。

今後、変形労働時間制を規定した労働基準法の改正や関連する省令の整備が行われ、それを踏まえ道でも関係条例等が整備されると思われます。教育委員会としましては、そうした国や道の情勢を的確に把握して、各学校とも協議しながら、変形労働時間制を含めた「働き方改革」を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、3「スマホやタブレット端末の使い方について、(1)「新聞報道によると、ツイッターなどの会員制交流サイト（SNS）を通じ、性犯罪などの被害に遭った道内の未成年者がことしは10月末で小学生5人を含む117人に上り、年別では過去最高になっている。子どもたちに対して、スマホやタブレット端末の使い方を教える情報モラル教室などの取り組みはどのように行っているか」についてお答えします。

町内小中学校の全ての児童生徒を対象として行った「令和元年度情報端末機器に関するアンケート調査」において、スマホやタブレット等の所有状況は、「自分専用で持っている」が小学生で60%、中学生で86%となっており、「家族と共有で持っている」を加えると、小学生で95%、中学生で98%の所有状況になっており、平成28年以降継続実施してきた同アンケート調査において、児童生徒の携帯端末機器の所有状況は、ここ数年の間で加速度的に増えてきていることを把握しています。

町内小中学校では、「携帯電話やネット犯罪などによる被害防止教室」を平成26年度から児童生徒の発達段階にあわせて実施しております。

この教室で取り扱う内容は、対象学年によって異なりますが、小学校高学年では、個人情報情報の流失や課金・有害サイトへの誘導による被害、犯罪に巻き込まれる可能性などについての指導を行っています。中学生は、SNSの利用が多いという状況から、今年5月に大手通信会社に講師派遣を要請して安全教室を実施しております。また、報道されている犯罪や被害情報を把握して、適時に全校朝会や各学級において指導と注意喚起をしております。

保護者に対しては、情報端末機器を与えた責任者として子どもの端末利用状況をしっかりと把握していただくようにPTA総会や学級懇談会でお伝えしております。

スマホやタブレット等のインターネットにつながった端末は、子どもたちの日常生活の中に深く取り込まれている状況であり、安全で安心して利用できる技術と判断力を身につけられるように学校や教育委員会、携帯ショップ等の関連機関、そして保護者が連携して対処していくべきものと考えておりますのでご理解願います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 まず、最初に家族農業の問題なのですが、今回の日米貿易協定は参議院で可決して、来月1日から発効が決まり、TPP11、日欧EPAと農産物貿易自由化が急速に進んでいます。それで、国はそのことに関してのシミュレーションが一切ない

状態で、ただ対策をするから大丈夫だというようなことを何度も繰り返しています。

ただ、若い人たちの中には、本当に大丈夫かと。今の牛の値段も見ていても下がってきているし、府県に至っては、府県に農家がどんどんつぶれることによって、北海道からの、酪農地帯である厚岸なんかもそうなのですが、道東なんかもそうなのですが、そこから行く牛の値段も下がってくるだろうと。すると、経営はどうなのだろうかと。そういう不安もいっぱいもっています。

それで、この中で、国に対して期待をしていますということなのですが、今の実態として、このままいくと厚岸町の酪農はどうなっていると把握していますか。どうなっていくと思っていますか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） お答えをいたします。

この流れの中で、今後厚岸町の酪農がどうなっていくと思っているかということかと思いますが、私どもは関係機関、もちろん農業協同組合さん等とさまざまな施策について、日々お話しをさせていただいております。

その中で現状、離農者が後を絶たない現状というのは、皆さんご存知のとおりでありますし、残念ながらそういう流れが現在も続いていると現段階は踏まえております。

それに対しまして、将来に向かっては、現段階は担い手対策として新規就農者の誘致について、さまざまな施策を投じながら、新たな酪農の仲間を、何とか来ていただけるような施策を進めているということであります。

それと、今回の日米貿易協定に流れの中では、履行されていないというようなお言葉もありますけれども、私ども控えている中では、先日も農業生産基盤強化プログラムというものが10日、先日、政府のほうで決定をして、主に北海道向けの加工乳生産者の補給金の引き上げですとか、こういう中小酪農経営に向けた取り組みを速やかにやっていくということでございますので、これを、こういう情報がある中では、これらを活用をうまくしていきながら、地域がこういう中小に向けたものが出てきましたので、こういうものを活用しながら、今までの規模もしくは地域酪農が成り立つようなものを目指していくべきと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 国から次々と出ていますよね。確かに畜産経営基盤継承分業体制構築に向けた支援というのも出ています。これを見ると、新規就農者とか、それから離農予定者の施設を直して、新規に入ってくる人たちに対して牛舎なんかの改修をして、離農する人にとっても、それから新規に入ってくる人にとっても、それほど負担のないように。離農する人にとってはお金としてちゃんと見合ったものが手に入るような措置ということもなっているところもあります。それも分かります。

ただ、本当に言えるのは、私たち今生活していく中で、一切、どういう被害があるのかとか、そういうことを一切、こういう手当をするので大丈夫ではなくて、やはりこれ

だけのことが13年後かな、完全に撤廃になるのは、そういう状態になったときどういうことが起きて、この品目、例えば酪農家の牛とか、和牛とか、それぞれ全部違いますよね。そういうのも含めたものを出してこなければならぬはずなのに、一切出してきていないのです。ただ手当をするからいいよとか、私たちは加工乳ですから、チーズの問題だってあります。でも、それに対してのシミュレーションもないです。それを道に求めても、道も国の言ったまま下げてくる。そうすると、それをもとにしてまちづくりとして酪農がどういうふうにやっていくかというのを、本当にできていくのか。

これから、まちの総合計画もありますが、どういうふうにして残していけるのかというのを含めて考えていかなければならないと思うのですが、その辺はどうですか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 国の示した情報の件につきましては、国政レベルの話でもありますので、お答えできない部分があることはちょっとご了解いただきたいと思います。将来の厚岸町の酪農の形態につきましては、やはり国の施策が示されている以上は、それらの施策を確実に実行していただくように、当然何らかの形で関係団体含めて、万が一そういうものが不足したりしている場合は、今までどおり関係機関と連携とりながら、町も一緒になって要請をしていかなければならないと思っております。

将来の総合計画の関係でも今おっしゃられましたけれども、やはりそれを存続するためには、今言っている、最近言葉出てきていますけれども、スマート農業、いわゆる人的な部分を補う施策も出されていますし、この地域においても、国の施策含めて、活用できるものをどういうふうに使っていくかというのが、これから存続していくために必要なことだと考えておりますので、この辺については、やはり、もちろん農家さんの意見を集約している農業協同組合さんの意向を十分私たちもお聞きしながら、必要な要請活動はもちろん、対策についても考えてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 今、スマート農業ということも出てきましたが、スマート農業というのは結構取り入れるにはお金が必要なのです。だから、スマート農業がイコール全て素晴らしいということにはならないと思うのですが、入れました、お金はかかりました、壊れました、どうしますということになる可能性も高いので、それも含めて考えていかなければならないとは思っています。スマート農業なんかのいい点は取り入れるべきだと思うし、それをいかにして活用するかというのは大事だと思うのですが、それも含めて、今農協と一緒にやっていくということでしたので、それをお願いしたいと思います。

その中で、小規模な修理を含めた牛舎等のリフォームのことなのですが、町では考えないということだったのですが、確かにこの中でいろいろ出てきていますが、この出てきている内容の中に、必ず増産なのです。増頭、増産という言葉。持続、継続していく、そのまま現状維持という言葉はないのです。現状維持というのを求めているのですが、現状維持という言葉がなくて、増やす、増やさないとその対象にはならないとなってい

るのです。

今、頑張っている人たちが、例えばバルクが壊れた。バルクが壊れて修理をしなくてはならない。そうすると、今は大きさが、昔みたいな小さいバルクではなくて、2,000リッター以上なのかな、大きい、そもそもがその小さい農家の場合は、そもそもが小さいバルクなのだけれども、2,000リッターしかない場合は、それを入れるために牛舎の処理室の前を壊して入れないとならない。そうすると、それだったらやはりやめるかなとなっていく可能性もあるのです。

それで、そういうことも、一部を直すことで継続できる、これから10年くらい継続していく中で、また新しい人が入ってくる。そういうようなことができるようなシステムとして、小規模な修理を含めたリフォームをとをお願いをしたのですが、それはどうですか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） このリフォームの件につきましては、私ども農業協同組合さんのほうから、そういう制度があるというときには、実は増頭が条件だということはちょっと伺っていないくて、既設のものを修理するというものが可能だという資料を手元にあるものですから、そのような視点で1回目にはちょっとお答えしていないということでございます。

それと、農協さんに聞いたときに特段の条件があるという話はちょっとしていなかったものですから、今後どのような状況なのか、リフォーム等につきましては、さまざまな大きいものから小さいもの、かなり多岐にわたると思いますので、全て補うというわけではないでしょうけれども、どのくらいのものが、どのくらいニーズがあるかということを確認してからの判断になると思っております。これにつきましては、そういう現状をちょっと把握させていただきたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 農協と相談して把握をしながら対応してください。必ず出てくるのが増産なのです。増頭、増産なのです。継続というか現状維持という項目があることで、どれだけ結構助かる農家もいるものですから、やはり現状維持という形のものを取り入れてほしいなと思います。

それから、今、小規模から始まる、新規就農なのですが、導入牛30頭からとしているのですけれども、今新規で入ってきた人たちの話を聞きますと、最低でも50頭を飼わないと経営が成り立たないと言われているようなのです。50頭飼ってやる場合は、新規就農の人たちは夫婦二人です。しかも若い夫婦ですから子育て中です。そうすると、奥さんが子育てにかかりっきりになるので、旦那様が一人で牛舎をやらなくてはならなくなる。そのときに50頭という頭数は多いのです。せいぜい40くらいだったら、10頭減らすくらいだったら何とかかなると思うのですが、施設がちゃんときちんと全部揃っているというならいいのですけれども、そうではない場合もあるので。そして、やはり50頭の牛、ど

れだけ施設が揃ったとしても、一人で50頭見るということは、とても大変なことなのです。育成から始まって分娩、全てを全部一人でやらなくてはならない。奥さんが出て行かないということはないのですが、やはりどうしても子育ての最中の場合は、一人でできる頭数の範囲というのがあって、30頭から導入をしていること本当にいいことなのですが、現実として50頭以上なのです。

そういうのも含めて、こういう新規の人たちが酪農を始めるときに、子育ての部分も含めて考えてやれるような制度があれば本当は1番いいのだと思うのです。人を使って、海外から人に来てもらって仕事をすればいいのだという話もありますが、それは新規就農の人にとっては負担が大きいと思うのです。だから、それも含めて、この人たちが一人でやっていける、経営をしていける、そういう範囲の頭数に対して、それで生活できていける施策ってあると思うのです。太田の場合は、放牧、太田農協の場合は放牧を取り入れることで、それは可能だと思うのですが、その辺はどう思っていますか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 新規就農の形のことでございます。今般のご質問につきましては、少ない頭数の導入を考えられないかということでございましたので、30頭からとお答えしたことを、まずご理解いただきたいと思います。

それと、50頭から60頭という経営を成り立たせるための指導というのは、これは同じ担い手対策を進める中の、当然専門分野をもっている北海道の職員さんですとか、農業協同組合のほうから営農の指導という部分でおっしゃっている部分でありまして、これについては、今で言いますと、乳牛の価格ですとか、施設導入にかかる費用がどうしてもかかってしまうので、それを償還していく上で、その本人が酪農に夢を見て、新規で入って、それをずっと続けていくためのアドバイスでありますから、これについてどうこうというのは、ちょっとなかなかこの段階では判断できません。

おっしゃっているとおり、いろいろな形で放牧をすることであると思えます。ただ、今つなぎですとかいろいろなスタイルがある中で、ご本人の希望されるものをより本人の希望に近づけながら、いかに地域に入ってもらおうかというのが農業協同組合の思いでもあり、私たちの担い手対策でも進めている上での思いでありますので、その部分については、制度としては30頭からとしておりますから、価格等のことを加味すると、ちょっと仕方ないなと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 仕方ないということではないと思うのですが、これは農協と話をしていきたいなと思います。一応、そういうことがあるということで伝えておきます。

それから、後継者対策としての親元あるいは親族の経営継承のことなのですが、これも、この離農予定者の施設、所得、改修、新規就農等も入るとなっていますが、これも使えるということとを考えていいのでしょうか。畜産経営基盤継承の中なのですが。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 今おっしゃっているのは国の制度のお話しでしょうか。申しわけありません。国の制度につきましては、まだ具体的な施策は示されておられません。その中で親元就農の形がどういうものが出てくるか分かりませんが、引き続き情報の収集に努めながら、これらの関係に対応してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 国から出てくるときは、すんなり出てくるのですが、道を通して入ってくると、結構曲がって入ってくるので、収集もきちんとやってもらって、よりいい方法でやってもらえればいいなと思います。

それでは、次に移ります。

教員の変形労働制についてです。厚岸町の場合は、教員の働いている時間というのは何時から何時までというのは把握しているのでしょうか。教員の労働時間というのは。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 1日の労働時間は7時間45分となっております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 それはどの教員でも、どこの学校の先生方でも一緒ですか。

それから、石川県での取り組みの中で、子どもの夏休み、それから学校業務とか、先生方がなかなか休みがとれないということで、中学校では平均24.1時間、これは石川県の調査で2018年8月の先生方の時間外勤務が中学校では平均24.1時間、全日高校では28.2時間となっていますということなのですが、これは石川県に限らず、北海道でも厚岸でも起こっていることだと思うのですが、夏休みなど長期休業中の閑散期と言われていますが、これは本当に閑散期となっているのでしょうか。その辺はどうですか。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） まず、就業時間でございますが、7時間45分というのは各学校変わりません。ただ、開始時間、また終了時間がその学校によって変わってくるということはあるのですが、7時間45分というのはまず変わらないということでございます。

それから今、石川県のお話しされましたが、まず北海道では28年度ですけれども調査がありまして、小学校で平均で月60時間以上時間外勤務をされている先生が23.4%いるということで調査結果が出ております。

厚岸町の場合、町内の小中学校のうち、時間外勤務が多い、厚岸小学校が1番多いの

ですけれども、その今年の4月から11月までの実態勤務としては、全員の1人時間外時間が平均40時間、時間外勤務をしているというデータが出ております。また、1番時間外が多い先生では、月70時間の先生も3名おられるということ把握しているところでございます。

さらに、月によって違うかということでもあります。やはり、4月また5月は運動会の準備、または10月の学芸会の準備で9月が多いとかいうことで、それに比較してやはり8月は、少しはその時間外が少なくなっているというデータはとっているところではございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 少しは少なくなっているということなのですね、8月は。この今回の変形労働制を見ますと、要は普段忙しいので、8月は少し5日間か休みをとれるようにしようと。そのために普段は働いてもらいますみたいな感じの言い方になっているような気がするのですが。そもそも8月まで、先生方の多忙で大変な思いしている人が、8月までもつのでしょうか。体とか精神的なもの。5月、6月にいろいろな病気とか、それから学校に行けなくなるとかというのが多いと聞いたのですが。厚岸の場合どうなのですか。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 新聞報道等によりますと、特に帰宅時間がなくなれば、新人の教職員の方、4月採用された方は今議員さんおっしゃったとおり、夏までもたないのではないかと。あと子育て中の先生も困るのではないかとというお話もあります。

厚岸町の中ではそういう話は聞いたことはございませんが、今回の法案の成立によって、修学旅行の振りかえなどで1年間で振りかえられるという弾力的な運用も可能ということも、この法案では言っておりますし、そういう部分ではメリットがあるのではないかなとは感じているところではございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 そういう現状の今の制度でも振りかえは可能だということですよ。今のおっしゃったことは。勤務時間の割り振り変更の制度というのがあるのです。それで、現実して可能になっているのに、わざわざこういう形で変形労働制を入れてきたということなのですか。

これが、導入、一応国会で決まってしまったので、導入されるようになると思うのですが、この導入してくる中で、どういう手順で、入ってくるということになっていくのでしょうか。今度。条例が、どこで条例を決めるか。多分、道で決めると思うのですが、この決めるときにどういう手順で条例は決めていかれるのですか。

●議長（堀議員） 管理課長。

- 教委管理課長（真里谷課長） 今般、12月4日にこの法案が成立可決いたしました。この法案の主な趣旨ということで、まず第5条関係ということで1年単位の変形労働時間制の適用と、俗に言う休日のまとめどりができるようになったということで、夏休み中の休日のまとめどりのように集中して休日確保する等が可能となるよう、都道府県単位での条例制定の判断により、1年単位の変形労働時間制の適用が可能となるというのがまず1点目。

それから2点目が、第7条関係の業務量の適切な管理等に関する指針の策定ということで、現在、残業時間の上限を月45時間、年360時間としている文部科学省のガイドラインを、文部科学大臣が定める指針に格上げして法的に位置づけるということで、この2点が改正になったということでございます。

施行期日につきましては、5条関係が令和3年4月1日から。7条関係が令和2年4月1日からとなっております。

また、どういう形で入ってくるかというのは、まだ公付されておられません。また、道教委からも通知がない中で、これから詳細があると考えているところでございます。

- 議長（堀議員） 2番、石澤議員。

- 石澤議員 これ、ここに付帯決議、国のあるのですが、1年単位の変形労働制は、全ての教職員に対して画一的に導入するものではなく、育児や介護を行う者、その他特別な配慮を要するものなど、個々の事情に応じて適用することとなっていますが、1番最初に教職員の、それぞれ個々の教職員から事情を聞いて、それから学校単位で始まって、それからそれぞれ市町村の教育委員会で把握するって、そういう形になっていくのが1番いいのだと思うのですが、それはどう捉えていますか。

- 議長（堀議員） 管理課長。

- 教委管理課長（真里谷課長） それについても、まだ正式な通知来ておりません。不明でございます。道からの、それらの詳細な部分がついてから、その辺は判断していきたいと考えているところでございます。

- 議長（堀議員） 2番、石澤議員。

- 石澤議員 子どもたち、教員を目指す子どもたちの中には、この変形労働制が出たことによって、過度な勤務になるのではないかと、それから私たちは教員になりたかったのだけれども、こんなふうになるのだったらもう嫌だなという形で、教員になるのを諦めるとか、そういうような話も出ています。

今、変形労働制というのはどうなのかというのは、出てからではなくて、道教委からこう示される前に、厚岸町としてどうしていくのかとか、そのことを含めて調べて対応していく必要があると思うのですが、その辺どうですか。それぞれの先生方との話し合

い含めてどうでしょう。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） まず、課長が答弁しておりますけれども、法改正が今終わったばかりでございます。私たちも道教委に問い合わせをしたりをしております。ただ、その中で課長の答弁にあるとおり、具体的なところが私たちもまだ見えません。ただ、法改正はされて成立したわけですから、私どもとしては法律に則って、粛々とやっていかざるを得ない、そういう立場であります。

ですから、議員が今お尋ねのように、道教委が何を示すから、その前に町として何かすべきではないのかとおっしゃいますけれども、それは、例えば私どもが何か計画を立ててやろうとしたときに、道や国から下りてきたものとの齟齬が生じれば、当然それはできないことになるわけですから、私どもとしては合理的にものごとを進めるためには、やはり具体的な何か示されたものがあって、それに基づいて何ができる、何ができない、あるいはこういうところまではできるぞとか、そういう判断の基準となるものがない以上、それはもう絵空事になる可能性があるわけですから、今議員がおっしゃったようなような形ではできないと押さえております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 まだ何も出てきていないのと言うのですが、先生方の中にはすごく不安に思っている方もたくさんいると思うのです。今でさえ、過密労働ですよ。先生方残業ないですよ。残業手当というか、残業時間という項目がないですよ。とすれば、家に持ち帰ったりすることもある、持ち帰った仕事も、それも全て先生方、子どものための仕事です。今でさえ、授業時間も削られ、授業時間のために子どもに対する準備する時間が削られたり、子どもと向き合う時間も減らされたりという、そういう過剰な働き方をされているわけです。それに対してどうするか、それをそうならないようにするためにどうするかということも含めて、やはり考えていかなければならないと思うのです。

教育委員会が壁になって、先生方を守るということも含めて考えていかなければならないと思うのですが、その辺はどうですか。まともに来たら、そのまま受けるということになるのでしょうか。そうではなくて、先生方と相談しながら、子どもたちにとってよりよい学校をつくるためにどうするかということも含めて考えていかなければならないと思うのですが。その子どもに向き合っている先生が過労死するような制度には絶対なってはならないと思うのですが、その辺どうですか。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） まず、質問者の質問がまず教育長はどう考えるかという質問でスタートしておりますので、そこに戻ってお答えをさせていただきますけれども、先ほどから申し上げているとおり、この法案については今成立したばかりで、中身が僕らも

分かりません。分からない中で、教育長はどう考えるかということです、現段階で私が考えていることをお答えしたいと思います。

まず、この働き方改革です。働き方改革何のためにやるのかという、これはもう議員先ほどからおっしゃっている通り、学校教育を充実させるためです。そのために、今長時間労働で苦しんでいる先生方を何とかしなくてははいけない。学校教育を充実させるために何とかしなくてははいけない。それが働き方改革の、私は根本にある考え方だと思います。

今回、法案が通った給特法の改正ですけれども、変形労働時間制、これは働き方改革を進めるための一つの手段であります。手段である以上、まだ具体的な中身が下りてきていないから何とも言えませんが、手段である以上、それは法に触れない範囲で、創意工夫しながら、目的達成のために創意工夫をしながら、現場の実態あるいは現場の声を聞きながら、どういうことがやれるのか、どこまではできるけれども、どこまではできないのか、こう書いてあるということはここまでやれるのだとか、そういう解釈をしながらよりベターな手段につくり上げていくというのが、それは教育委員会がやるべき仕事だとは認識はしております。

それから、もう1点述べさせていただきたいのですが、手段としての変形労働時間制だけではなくて、先ほど課長が7条関係ということで説明をしましたが、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理に関する指針を策定して公表すると言っているのです。これは、私はこれこそ私は着目しておりまして、時間、時間の論議ばかりではなくて、業務量の適切な管理、つまり業務量をどうするのだということなのです。分数でいうと、分子を減らさない限り、教員の過密な状況というのは解消できないのですよね。まさに、そのところを今やらんとしているのではないのかなということでは、今後どういうものが出てくるのかに着目をしたいとは思っております。

それから、もう1点、町としてというお話もありましたので、町としてということで一つ最後に触れさせていただきます。分子を減らさなくてはならないのと同様に、分母を増やさなくてはならないのです。これは何かというと、私は学校にやはりどれだけの人員を配置できるかということではないのかなと。それは国も努力していますし、道教委も努力していますし、町もやらなければならない。文科は教員定数の増員を今ここ数年、要望しています。まさに分母をどう増やしていくかということなのだと思うのです。

それから、道教委は教員の加配の措置をさまざまところから予算捻出してやっています。その恩恵を厚岸町の町内の学校も被っています。ありがたい制度だと思っています。

それから、町としてというお話ですが、実は、これは違う目的も含めてのことなのですけれども、例えば校務支援システムの導入、それから学校司書の配置、それから学校支援員の増員、それから給食費の無償化、これも分子と分母に関係ない話のように見えますけれども、実はささやかではあっても業務量の軽減であったり、学校への人的配置であったりという、そういうできることを、町としてできることは何かということを考えてやっております。やっているつもりでございます。

ですから、繰り返しになりますけれども、今後どういう通知が流れてきて、具体的に

何が僕らに見えてきて、何かが見えてくれば、じゃあこういうことは教育委員会でやるのだとか、ここをこう改善すればこの法案はこうやって活用できるのだとか、そういうふうな活用に仕方もちろんしていきたいというふうに思っております。ということで、教育長としての考えということですので、ちょっと述べさせていただきます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 ずっと子どもを教えていらした校長先生であった。、前任がね、ならではの回答かなと思っています。本当に先生方がつらい思いをしないように、子どもたちが本当に忙しくて、忙しくて、大変ことにならないように、そういうような改革になってほしいと思います。

それから、それで次に移ります。スマホとあれの問題なのですが、今回、こういういろいろな保護者に対してとか、端末を把握していただくようにということで取り組みを行っているようです。それで、厚岸の子どもたちの中には、こういうものに被害を受けたとかというような情報はあるのですか。ないのですか。

●議長（堀議員） 指導室長。

●教委指導室長（山田室長） 厚岸町内の小中学生を対象とした、このアンケート調査、SNSの利用状況について調査しております。利用するという回答が、小学校において41%、中学校で79%。もうほとんど使っているという状況で把握していいかと思います。

これ以外に、SNSの状況について、1日当たりの利用時間ですとか、利用時刻、さらには利用サイト、複数の業者ありますので、質問しております。

そして、もう一つ、トラブルの経験があるかを聞いているのです。これは、小学校ではトラブルの経験ありが6%、中学校で27%。

このトラブルありの内容について回答を求めています。その内容は、SNS上でけんかになった。SNS上で暴言を吐かれた。というようにSNSを利用している、いわゆるお友達グループの中で起きている案件かと思われます。

今のところ、報道されているような重大事案という部分は、厚岸町内の児童生徒には見られていません。ただ、やはり予防的生徒指導という部分は継続してやっていく必要があると思いますので、この件については、各学校も相当なアンテナを張って対処していただいているという状況があります。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 やはり、何かすごいなと思いながら見ていました。こういうアンケート内容というのは、保護者に対してはちゃんと返しているのですか。

●議長（堀議員） 指導室長。

- 教委指導室長（山田室長） このアンケートは、学校では1学期末、7月に実施しております。それを指導室のほうで集約、集計し、考察をつけたものを各学校にまずおわたししています。学校で、いわゆる学級指導ですとか、生徒会、児童会等での討議の内容に使っていただいています。

さらに、この結果をPTAのほうにお知らせすることによって、同じ内容の質問を、アンケートを12月に町内の小中学校の全ての保護者に実施してきているわけなのです。その部分において、子どもたちの回答と保護者の回答との状況に差が見られるのかどうかということも含めて、分析をさせていただいているところがあります。

- 議長（堀議員） 2番、石澤議員。

- 石澤議員 SNSの世界ですから、私なんて全然分からない世界なのですが、この報道なんかによると、子どもたちの中にSNSのどこの誰だか分からない方に対して、知り合いと思うかと尋ねると、知り合い以上の関係と答える児童もいるそうです。

それで、やはり厚岸の場合、今そういうことは起きていないのですが、子どもたちがいろいろな場合に、これから中学生になってくると、小学校高学年から中学生になってくると、いろいろな思いもある。それから親であれば話せない思いもある。それを受けとめられるような学校とか、ほかの大人の体制も必要だと思うのです。

そういうの含めて、今までやっている、こういう取り組みも含めて、より子どもたちの心に寄り添えるような取り組みの方法やっていってほしいと思うのですが、いかがですか。

- 議長（堀議員） 指導室長。

- 教委指導室長（山田室長） この利用する児童生徒への指導というものは、発達段階考慮して指導を進めているところであります。当然、小学校の低学年と中学生とでは内容が変わってまいります。そういう部分を意識して、今回改めて捉えたアンケート調査の結果ですとか、報道されている内容、これらを捉えて、適時に各学級、各学年単位で指導を対応してまいりたいと考えております。

また、先ほど教育長からの答弁の中にもありました通信会社から講師派遣という部分も実際に町内の学校では取り入れていただいております。先日、道警の生活安全課からも講師派遣をする用意があるというようにところも情報としていただいております。これらの情報を各学校と連携する中において、子どもたちの安全で、やはり安心な利用に関する意識を高める取り組みということを進めてまいりたいと思います。

- 議長（堀議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

本日の会議は、この程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時42分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和元年12月11日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員